

特別支援教育 充実ガイド

～ 一人一人のニーズに応じた支援を進めるための

各支援地域、学校での事例と新たな取組 ～

京都府教育委員会

特別支援教育体制推進事業調査研究運営会議

目 次

はじめに	1
特別支援教育の実践を広げる	2
第1部 各支援地域の取組	
乙訓教育局管内一向日が丘養護学校	4
山城教育局管内一桃山・南山城養護学校	12
南丹教育局管内一丹波養護学校	28
中丹教育局管内一中丹・舞鶴養護学校	38
丹後教育局管内一与謝の海養護学校	52
コラム 特別支援学校のセンター的機能	60
第2部 就学前から卒業後につながる支援体制	
特別支援教育体制推進事業の概要	63
幼稚園における特別支援教育の実践	64
高等学校における特別支援教育の実践	66
特別支援教育コーディネーターの養成研修	72
巡回相談や相談窓口の御案内	74
保健福祉・労働部局との連携	76
コラム 専門家チーム会議委員からのメッセージ 親の会のつながり	78 84
参考資料	
平成18年度京都府特別支援教育体制推進事業実施要項	86
特別支援教育体制推進事業各種委員等名簿	90

本冊子の構成と使い方

本冊子は2部構成になっています。

第1部は、各支援地域における体制や支援状況を事例もそえて紹介しています。

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援とは、一対一で個別に指導を行うことではなく、集団の中でそれぞれの子どもの得意な分野は更に伸ばし、不得意分野は克服できるように育てることです。

御自分の地域での取組や、相談の流れなどを御覧になり、活用いただけることを願っています。

第2部は、生涯にわたる支援のための取組などを紹介しています。

幼稚園や高等学校の体制づくりも始まっています。また、教職員の専門性向上のための研修の概要や保健福祉・労働部局での取組状況などを紹介しています。

コラム

専門家チームに参加いただいた委員からの御意見や、親の会からのメッセージです。特別支援教育に学校の外から関わっていただいている方々の貴重な御意見として、是非お読みください。

- ◇ 支援体制の整備については、文部科学省作成の「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（平成16年1月）を参考にしてください。文部科学省のHP（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm#1）
- ◇ 具体的な指導・支援の例や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成例については、京都府総合教育センターHPも参考にしてください。（<http://www1.kyoto-be.ne.jp/ed-center/>）
- ◇ 次の冊子については、京都府教育庁指導部特別支援教育課のHPからダウンロードすることができます（<http://www.kyoto-be.ne.jp/tokubetsu/index.html>）
「LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイド」（平成16年3月発行）
「特別支援教育推進ガイド」（平成17年3月発行）
「特別支援教育実践ガイド」（平成18年3月発行）

はじめに

平成19年4月1日から改正学校教育法が施行されます。

この法律改正により盲・聾・養護学校は「特別支援学校」に一本化され、現在の盲・聾・養護学校の対象となる児童生徒等の教育を行うほか、地域の特別支援教育のセンター的機能が明確に位置づけられ、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について、助言・援助に努めることとされました。

また、小・中学校、高等学校及び幼稚園においては、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含む障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上及び生活上の困難を克服するための教育を行う旨が明記されました。

これからは、障害児学級（特別支援学級）の設置だけではなく、全校種において、学校全体で、教育上特別な支援を必要とする児童生徒等に適切な教育を行うこととなります。

京都府では文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」（平成17・18年度）の委嘱を受け、府内全域を推進地域に指定するとともに、「養護学校・地域等連携推進事業」を府立養護学校7校で実施しています。この2つの事業を教育局と養護学校の連携のもとに連動させ、小・中学校はもとより、幼稚園・保育所・高等学校等も対象に地域単位での巡回相談を実施するなど、通常の学級に学ぶLD等を含め、障害のある児童生徒等に対する適切な指導と必要な支援を行うためのシステム作りを推進してきました。

府内の小・中学校では、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名はほぼ100%となり、各学校では、このシステムを機能させ、特別な支援を必要とする児童生徒やその担任等を効果的に支援していくための取組が進められています。

また今年度は「特別支援教育充実事業」により、小・中学校に100名の非常勤講師を新たに配置したところであり、配置校では児童生徒一人一人のニーズに応じた支援とその基盤となる全校的な支援体制の充実に向けた取組が進められております。

さらに、中学校にLD、ADHD等の生徒を対象とする通級指導教室を新たに設置したことによって、中学生にも通級による支援が継続できるようになりました。

府総合教育センターで実施する講座や府特別支援教育研究協議会での研修会においては、各学校でのコーディネーターの実践などが交流され、幼稚園、高等学校においても、校（園）内研修の実施や体制整備に向けた取組が始まっています。

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」に基づき始まった保健所での就学前の健診・相談事業や就労支援に向けた動きなど、保健福祉部局や労働部局との連携をさらに進め、障害のある児童生徒等一人一人のニーズに応じて、生涯にわたる具体的な支援を進めるため、文部科学省と厚生労働省が連携、協働して都道府県や地域単位での連携協議会等支援体制を整備する動きとなっています。

平成19年度は、学校教育法等の一部改正により、特別支援教育元年とも言われますが、京都府ではすでに府内全域で特別支援教育体制の整備に努めてきました。

この冊子によって現在の取組状況を御確認いただき、全校種において特別支援教育を更に推進していく上での一助にいただければと願っております。

平成19年3月

京都府教育庁指導部特別支援教育課
課長 永野 憲 男

特別支援教育の実践を広げる

平成19年4月1日から、学校教育法等の一部改正が施行され、特別支援教育を本格的に実施する 때가 やって きました。全ての学校（園）において、障害のある子どもたちそれぞれのニーズに応じた、特別な教育的支援が実施されるようになります。

従来の盲・聾・養護学校は「特別支援学校」と名称が変更され、障害児学級は「特別支援学級」となります。また、単に名称が変更されるだけでなく、これまで特別支援教育体制推進事業として府内全域で取り組まれてきたLD、ADHD、高機能自閉症等をはじめ、多くの支援を必要としている子どもたちをサポートする相談支援のセンター的機能、具体的には「小・中学校の教員への支援機能」「特別支援教育等に関する相談・情報提供機能」「障害のある児童生徒への指導・支援機能」「福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能」「小・中学校等の教員に対する研修協力機能」「障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能」などが期待されることとなります。

これまで準備されてきた校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名など、システムの枠組みの整備に続く特別支援教育体制推進事業の2年目においては、各学校内での子どもたちへの具体的な支援が求められてきています。この冊子の前半では、平成18年度に取り組まれた5つの教育局およびその管内にある養護学校の協力のもとに行われた実践を中心にまとめていただきました。また、府総合教育センターで実施されている特別支援教育コーディネーターの研修や、幼稚園から高等学校までの相談システム及び、相談支援の実際のヒントなども盛り込まれています。

平成19年度からの、就学前から高等学校までの実践を進めていただくにあたり、これまでに調査研究運営会議で発行してきた3冊、「LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイド」（平成16年3月）、「特別支援教育推進ガイド」（平成17年3月）、「特別支援教育実践ガイド」（平成18年3月）と共に、本冊子を子どもたちと向き合う全ての方々に参考としていただけたらと思います。

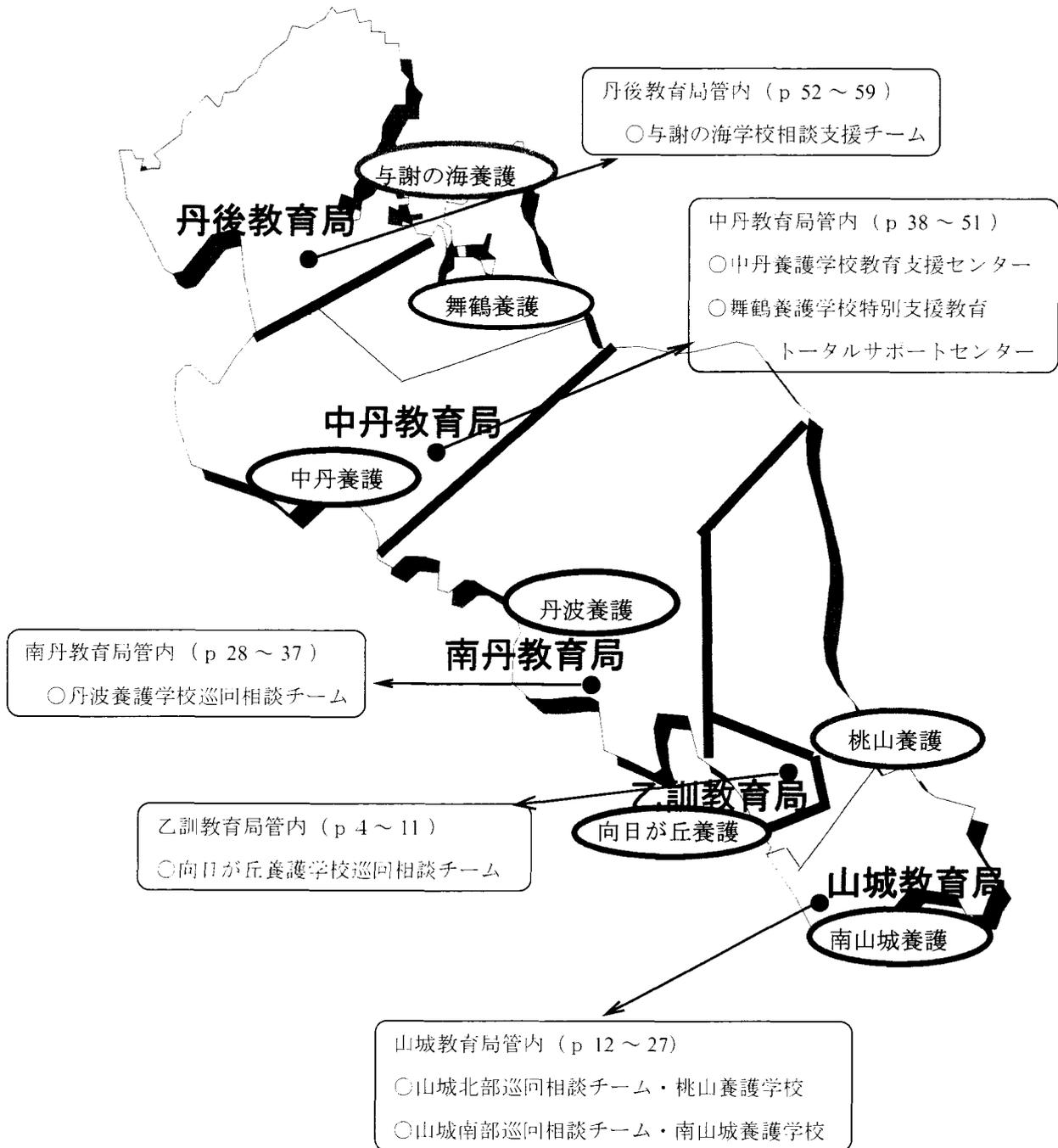
今、特別な教育的支援を必要とする児童生徒がどの学級にも在籍していることが明らかになってきています。LD、ADHD、高機能自閉症をはじめ、人への関わりや学ぶことの不得手な子どもたちへの丁寧な関わりや学習支援は、いじめや不登校など、今日の学校が抱える様々な問題解決にもつながる要素を持っていると考えます。教育に携わる私たちは、子どもの思いや親の願いに応えるためにも、特別支援教育の基本的な理念を理解するように努めたいものです。

本冊子は、第1部の「各支援地域の取組」と第2部の「就学前から卒業後につながる支援体制」、「コラム」及び「参考資料」で構成されています。本冊子が、子ども達に直接かかわる教職員や保護者の皆様だけでなく、一般の方々にも広く読まれ、今後の特別支援教育理解の一助になれば幸いです。

特別支援教育体制推進事業調査研究運営会議
委員長 友久久雄

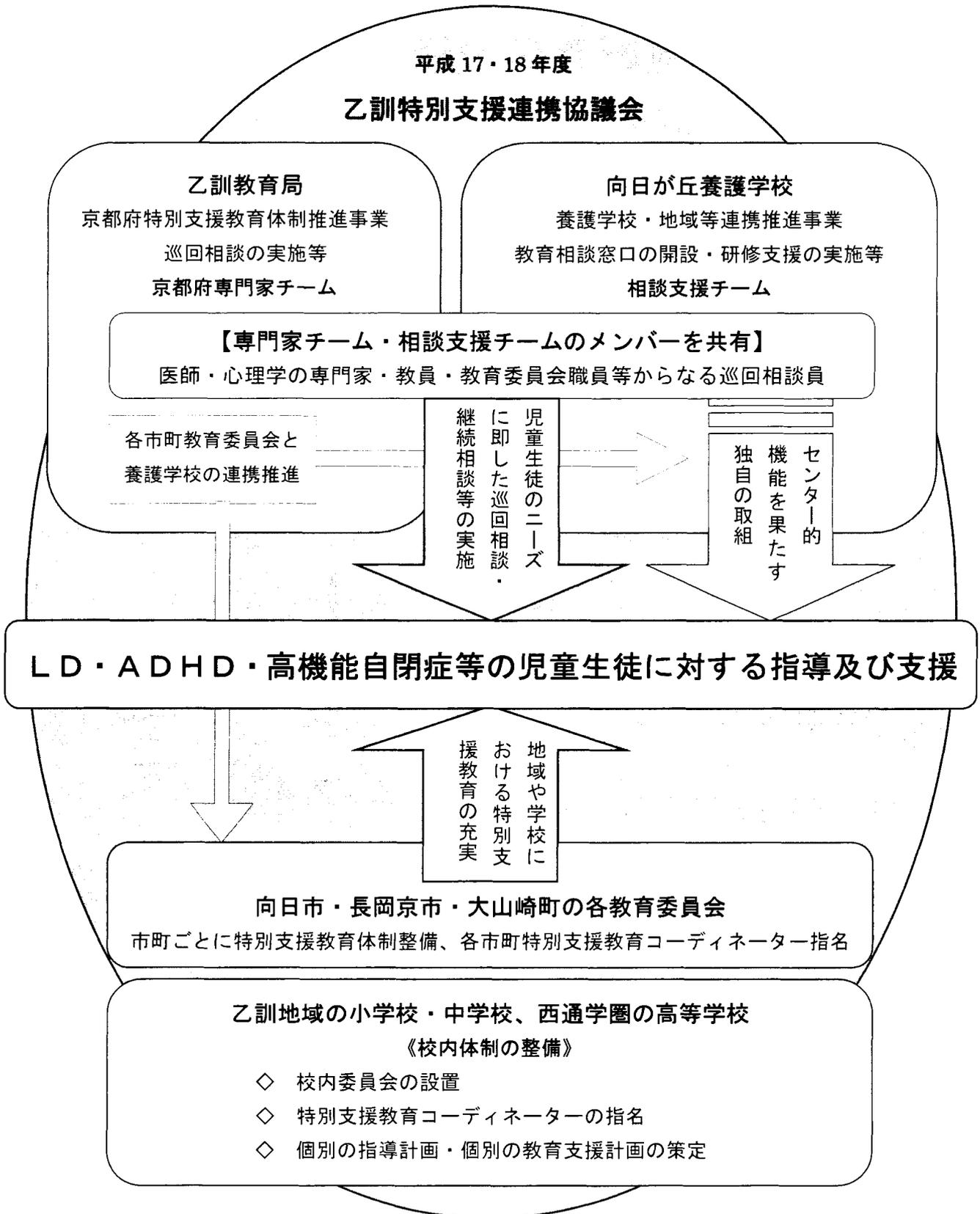
第1部

各支援地域での取組



乙訓教育局管内

教育局と養護学校との連携



1 設立趣旨

乙訓地域（向日市・長岡京市・大山崎町の2市1町）では、平成15・16年度、文部科学省委嘱事業である「特別支援教育推進体制モデル事業」推進地域に指定され、校内委員会の整備や特別支援教育コーディネーターの位置付け、専門家チームによる巡回相談の実施など、小・中学校支援体制の整備と支援の取組を進めてきた。

平成17年度は、文部科学省委嘱事業である「京都府特別支援教育体制推進事業」の指定を受け、新たに「乙訓特別支援連携協議会」を設立した。

この「乙訓特別支援連携協議会」は、上記「特別支援教育推進体制モデル事業」の事業内容を継承するとともに、さらに乙訓地域の養護学校や高等学校とも連携し、小・中学校及び高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する支援体制の整備を目指すものであり、平成18年度も同体制で事業を実施した。前ページはその全体概要図である。

2 組織

- ◇ 2市1町教育委員会 特別支援教育担当指導主事及び特別支援教育コーディネーター
- ◇ 京都府立向日が丘養護学校 代表者 ◇ 乙訓地域の府立高等学校 代表者
- ◇ 京都府乙訓教育局 担当者

3 取組状況

平成17年度は2回、平成18年度は3回の協議会を開催した。

巡回相談は、平成17年度から6ケースを2市1町教育委員会で計画的に実施した。内容は、基本的に午前は医師の参加による授業参観・懇談を実施し、必要により保護者との懇談も実施した。午後は、午前と別のケースの自由相談とした。18年度も同様の形態で6回実施した。

（実施日時等の詳細は、次ページの表の通り）

4 成果と今後の方向

巡回相談等を通して、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への理解や一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導及び支援が各学校で着実に進展している。この3年間で、校内委員会の整備や特別支援教育コーディネーターの位置付け等、各学校での体制整備が進んだ。また、平成18年度は特別支援教育充実事業による非常勤講師の配置や、中学校における通級指導の開始等、新たな支援体制が整いつつある。

平成15年度から始まった特別支援教育コーディネーターの養成研修修了者は、乙訓教育局管内で50名を超え、特別支援教育コーディネータースキルアップ講座には小・中学校ともに多数の教員が参加して積極的に協議するなど、関係教員の意識は高い。

このような状況の中で、平成19年度からの法改正に伴い、「乙訓特別支援連携協議会」は、組織体制を改編する。基本的には現状のレベルを維持しながら、養護学校が地域の特別支援教育に関するセンター的機能を一層果たしていく方向である。巡回相談では、京都府特別支援教育体制推進事業と養護学校・地域等連携推進事業を有機的に結合し、多様な形態で実施するとともに、今後は小学校や中学校の通級指導教室とも連携した取組を創出していく。さらに、就学前施設と小、小と中、中と高の連携、あるいは医療・福祉等との連携が実施されることとなる。

平成18年度 乙訓教育局管内特別支援教育体制推進事業等

	乙訓特別支援 連携協議会	外来相談 養護学校・ 地域等連 携推進事 業	巡回相談		専門家チーム会 議(乙訓教育 局、向日が丘養 護学校関係)	特別支援教育 充実事業(小学 校非常勤講師)	中学校における 通級指導	その他
			養護学校・地域 等連携推進事業	京都府特別支 援教育体制推 進事業				
4	今年度の巡回相談について、向日が丘養護学校と乙訓教育局による 打ち合わせ 4/21 管内指導主事会議において「養護学校・地域等連携推進事 業」による巡回相談についてのお知らせ	0件	1件					管内指導主事会 議において各校 への体制整備依 頼
5	5/22 第1回乙 訓特別支援連携 協議会	3件	1件				5/9 府連絡会 の後に、該当校、 市町教育委員会、 乙訓教育局、向日 が丘養護学校によ る交流協議	コーディネーター スキルアップ講座 会場選定
6		4件	6/27 第1回 養護学校・地域等 連携推進会議 11件			指導主事学校訪問による 該当校状況把握		
7		4件	6件	7/6 大山崎町	7・13 検討会議 長岡京市、乙訓教 育局、向日が丘養 護学校			7/10 該当校打 ち合わせ 向日市 立向陽小学校・長 岡京市立長岡第 三中学校
8						該当校中間報告		
9	9/1 第2回乙訓 特別支援連携協 議会及び研修会	4件	6件			9/1 該当校研 修会 担当者、市 町コーディネー ター、指導主事に よる交流協議		9/27 長三中 スキルアップ講座 事前研
10		1件	6件	10/16 向日市 10/21 長岡京市	10/19 検討会 議 向日が丘養護 学校			10/3 向陽小 スキルアップ講座 事前研 10/19 講座実 施
11		4件	11件	11/2 大山崎町				11/15 長三中 スキルアップ講座 実施
12		2件	6件	12/4 向日市			12/26 府研修 会	
1		3件	9件	1/29 長岡京市				管内指導主事会 議において19年 度の体制につい て養護学校から説 明
2		4件	7件			該当校報告書提 出 19年度配置に係 るヒアリング	該当校報告書提 出	平成19年度障害 児学級設置に係 るヒアリング
3	3/12 第1回乙 訓特別支援連携 協議会	3件	3/22 第2回 養護学校・地域等 連携推進会議 2件					

巡回相談・専門家チームによる支援の校内での活用

<乙訓教育局管内A小学校の例>

- 「ことば・きこえの教室」（言語障害通級指導教室）設置校
- 通級指導教室担当は市町の特別支援教育コーディネーター
- 児童数 316 人 各学年 2 学級の中規模校（知的障害学級設置校）
- 18 年度京都府特別支援教育体制推進事業による巡回相談を実施（中学年児童対象）

1 巡回相談に至る経過

- 本児は1年生途中から通級指導教室に通っている。1年生時にWISC-IIIを実施した。
- 校内委員会を中心とした学校体制の中で、校内特別支援教育コーディネーター、担任、通級担当、障害児学級担任等、それぞれの役割を整理しながら、本児への指導、家庭との連携を図ってきた。
- 家庭訪問は担任だけでなく、通級担当も実施している。その際、懇談の中で「こんな事業もありますよ」ということで巡回相談を紹介し、その後、保護者からの申し出によって、巡回相談を実施することになった。

2 巡回相談での様子

- 学校、市町教育委員会、乙訓教育局の他に相談員として、養護学校教諭、府専門家チームの有賀やよい医師が参加した。
- 授業後の懇談には担任も参加して、専門的な見地から実際の指導場面や家庭との連携等について、具体的なアドバイスを受けることができた。
- 保護者との懇談には、市町の特別支援教育コーディネーター（通級担当）と有賀医師が参加した。その際、予定の時間を大幅に延長して、保護者からは熱心な質問があった。
- 今後も相談を継続し、通級指導教室での様子を参観するなどして、具体的な指導・支援の手だてを考えていこうという方向性で終わった。

3 その後の様子

- 保護者には大変有意義な機会となった。相談を受ける前には、何か特別な子というレッテルを貼られるような不安もあったそうだが、実際に専門的な助言等を受け、これからも「何かあればまた相談しよう」という気持ちになれたということである。
- 学校生活の中で、本児は学習や生活面の困難さを感じさせることもあるが、表情は明るくなり、様々な場面でがんばっている様子を見るようになった。
- 継続相談として経過観察という方向性であったが、7月の巡回相談以降、本児の学校での様子、家庭での様子は落ち着いてきており、学校と家庭とが連携を取り合っている。

☆ 日常的な校内体制の充実、家庭との連携が、よりよい支援につながる。

☆ 保護者の思いに寄り添い、方針が決まったら素早い連携

校内委員会 → 市町教育委員会 → 乙訓教育局 → 京都府専門家チーム

校内委員会と特別支援教育コーディネーターの機能充実

<乙訓教育局管内B小学校の例>

- 特別支援教育コーディネーターは障害児学級担任（言語障害通級指導教室担当経験あり）
- 特別支援教育充実事業の非常勤講師配置校
- 児童数 619 人 各学年 3 学級の中規模校（知的障害・情緒障害学級設置校）
- 平成 18 年度京都府総合教育センター「特別支援教育コーディネータースキルアップ講座 乙訓A」の会場校

特別支援教育コーディネーターの活動例

1 別室による個別指導

今年度は、1年生の対象児（入学当初から教室に入れないことが多かった）への指導に力を入れた。毎日1時間、週5時間、教育相談室での個別指導を行った。静かで落ち着いた環境を利用し、指導内容によって机や場所を変えるなど、学習方法や形態を工夫して指導した。

ねらいは、自己肯定感を高めることと、学習に向かう姿勢を育てること。児童にも本時の目標を明確にして、指導の始めに今日の内容を児童とともに確認し、児童に順番を決めさせてから、始めるようにした。

このような個別指導で特に大切にしたいことは、「できたこと、よかったこと」をスモールステップですぐにほめること。また、保護者（両親）との教育相談を定期的に行っている。

1学期当初からかかわる中で、2学期には自分から「教室へ行く」と言うようになった。漸次、別室による個別指導を減らし、教室でのT2指導に移行しつつある。



学習内容

- おはなしタイム
- 学習課題
- 読み聞かせ
- 自由遊び など

2 教育相談活動

保護者と

- 放課後や金曜日に
- 担任とともに、指導の報告、学級での様子
- 保護者の思いに寄り沿う

担任の先生と

- 放課後等に
- 気になる児童のことについて
- 支援の実際について

保護者との教育相談については、定期的に行うことが効果的である。最後に必ず「次は、いつにしましょう？」と投げかけると、喜んでもらえることが多い。

担任の先生とは、「教育相談」と銘打ったものでなくとも、気になる児童のことについて積極的に声をかけ、「話し込み」を大切にしている。そのことが、授業参観やチェックリストの活用、巡回相談、発達検査といった具体的な支援につながる。

3 発達検査の実施

市町の「ことば・きこえの教室」や乙訓教育局でWISC-Ⅲの用具を借りて、用紙は学校で購入して、特別支援教育士の資格も有する校内特別支援教育コーディネーターが実施している。

「検査」と言えば、どうしても保護者にはマイナスイメージが強い。障害児学級への入級を進められるとか、子どもに悪いレッテルを貼られると思われる保護者もある。しかしそうではなく、例えば子どものことが分かる、今後のことが相談できる、担任の先生と話せる、校内で受けられるなど、少しでもプラスイメージをもってもらえるようにと実施している。

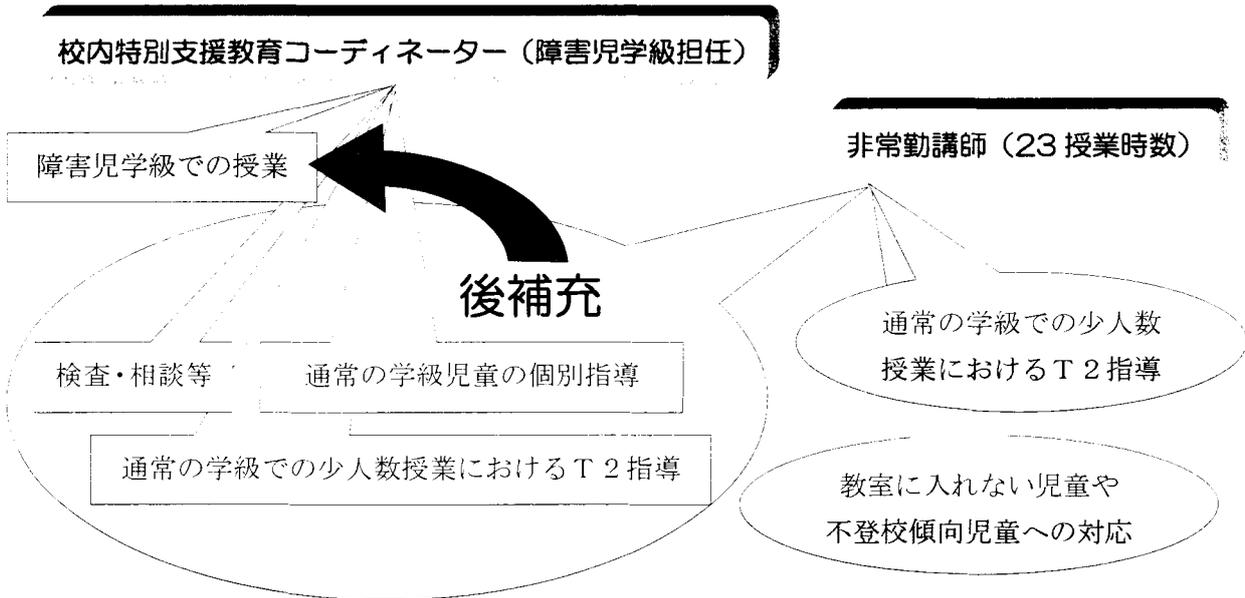
実施を勧めるには、やはり児童のことをよく知っている担任の先生とよく話をし、校内委員会で判断し、担任からていねいに説明して勧めてもらうことが大切である。

※ 他にも、担任である障害児学級での指導の他に、通常の学級での指導・支援（少人数授業におけるT2指導）にも入っている。

特別支援教育充実事業の非常勤講師配置もあり、このような校内体制で特別支援教育コーディネーターの機能充実が図れた。

特別支援教育充実事業の非常勤講師を活用した校内体制充実

<同校 乙訓教育局管内B小学校の例>



※ 平成18年度は、このような条件のもとに校内体制整備を進めた。通常の学級に在籍する児童に対する具体的な支援が進むと同時に、すべての教職員で特別支援教育に取り組むという意識が高まった。対象となる児童への指導だけでなく、誰もが大切にされる学級経営、いじめや不登校の未然防止等、「特別支援教育」の理念が普及・定着することは、現在の学校が抱えている様々な課題の解決に資する。

本校では、校内支援体制図には見えない支援も含めて、全教職員で児童を支えている。

中学校通級指導教室（LD、ADHD等）の設置と運用

<乙訓教育局管内C中学校の例>

- 担当教員は転任とともに通級指導教室担当となり、一からのスタート

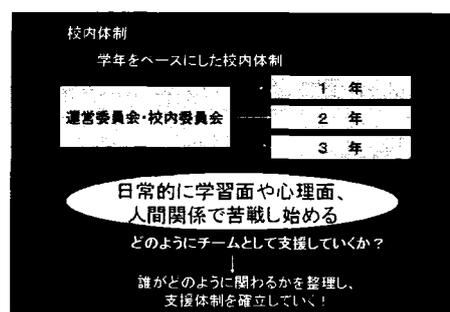
支援の必要な生徒のヒックアップ、環境整備、職員研修等

- 平成18年度末には、2名の通級生徒へ授業時間内に定期的な指導、数名の生徒を対象とした通常の学級への巡回指導、テスト前等の放課後指導を実施
- 他校通級の生徒はいない。
- 平成18年度京都府総合教育センター「特別支援教育コーディネータースキルアップ講座 乙訓B」の会場校
- 学校のコンセプト＝「一人一人のニーズに応じたチーム支援を目指して」

1 校内体制

中学生は思春期の多感な時期。定期テストや部活動、人間関係等で悩み始める中で、行事はハードになり、集団が苦手な生徒は特に苦戦する。

C中学校では、通級指導教室担当教員が校内の特別支援教育コーディネーターであり、右図のように校内支援体制を整理し、各学年をベースにした会議を定期的を実施して、方針に基づいた支援を行っている。



2 実践例

入学式、始業式までに、支援の必要な生徒のリストアップとその支援方法について、研修を実施した。教科担任制なので全教職員が個々の状況を把握できるよう、学年別に一覧表にまとめた。そして、新入生に対しては入学式前に事前面談を実施し、入学式のシュミレーション等を行った。中学生でも、教室の確認をすると新たな環境への不安が和らぎ、大変効果的であった。

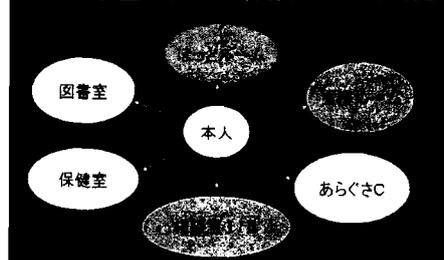
3 環境整備

個々の居場所を大切するため、個々のニーズに応じた支援ルームを確定し、全教職員の共通理解のもとに指導・支援をしている。

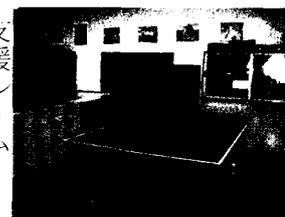
ほつとルーム



有効な教室の活用・・・居場所づくりの大切さ



支援ルーム



あらぐさC



保育園・幼稚園での実践

<乙訓教育局管内保育所での実践>

- 三つの公立保育所を開所する管内の市町
- 三つの保育所すべてで、前期・後期の二つの時期に、巡回相談を実施

1 取組の経過と様子

- 平成10年度より、市町内3カ所の保育所にて巡回相談を実施
- 年間に2～3回、およそ2才児～6才児の内、1～4名を対象に実施
- 相談の場面では、担任・加配・保育主任・所長等とともに、相談活動を実施

2 位置づけ

- 保育所の職員研修も兼ねた相談として実施している。
- 同時に、保育所としては、本校との継続的な連携として位置づけている。

3 相談の具体的な内容の柱

- 個別の見立て（発達や障害の様子）と対応だけでなく、障害の基本的な理解（知的な発達の遅れ・身体発達の遅れ・対人関係・ことばの発達の遅れや偏り等）や保育体制全般にも関わった内容についても相談を行う。
- 保護者の子育て支援にも協力

4 成果と課題

- 年少の早期からの発達や障害の様子の見立てとその手だてについて、相談が実施できる。
- 対象児の発達と障害の様子・特徴にあわせた保育の設定が、二次的な障害の減弱に結びつく。
- 保護者の子育てについて、具体的な支援の方向性が話し合える。
- 早期診断を導くことにより、保護者の子ども理解・障害理解に結びついていく。
- 継続的な取組として実施することにより、長期的に成長が確かめられる。

保護者や地域社会の理解・啓発

<京都府立向日が丘養護学校 夏季 公開研修会>

- 昨年度より、継続的な取組として実施（平成17年度テーマ＝『軽度発達障害』）
- 乙訓管内の教育、療育関係者、施設職員等対象

1 研修会概要

- 日時 平成18年8月21日(月) 午後1時～4時
- 内容 講演『自閉症スペクトラム その理解と支援』
門 眞一郎（京都市児童福祉センター 児童精神科医）

2 成果と課題

- 当日、約210名の参加者があり、地域の就学前施設・小学校を中心に参加者があった。また、昨年度からの継続的な取組として、一定地域には浸透してきている。
- アスペルガーを始め、発達障害の全体的な概要についても、講演の希望が寄せられた。
- 今回は、中学校や高校等の校種からの参加者が少なく、事前に取組が必要と思われる。

山城教育局管内

1 桃山養護学校の取組

(1) 教育局と養護学校との連携

①教育局と共催で「ももやま土曜講座」を開催

桃山養護学校では、平成15年度より特別支援教育推進校として「**地域のセンター的役割発揮**」と「**専門性向上**」という二つの目標をもって実践をすすめてきました。この「土曜講座」は、その一環として、地域の保護者や教職員、関係機関等の方々への情報提供、研究・実践の支援として計画し運営してきました。

平成18年度は「**理解から実践を通じた支援へ**」をテーマに

講座	講座のテーマ	講師	参加者
1	軽度発達障害児を担任している先生方への ティーチャー・トレーニング	藤原壽子（中学校教諭） 林素賀子（中学校教諭）	276名
2	軽度発達障害のある人への就労・生活支援	戸田幸彦（関電特例子会社 かんでんエルハート参与）	195名
3	自閉症スペクトラムと社会性 (ソーシャルストーリーなどを使ったSST)	門眞一郎（京都市児福セン ター精神科医）	348名

3回の講座を開催し延べ、819名の参加者を得て、上記の目標は達成することができました。意見交流での主な意見は

- ・ 特別支援教育において、子どもひとり一人のニーズに応じた教育をしていく為には、**教師の意識改革が必要**であると感じた。まずは、テクニックより子どもを丸ごと捉える目を持たないといけないと思う。ADHDやアスペルガーの担任でトレーニングを受けたい。(第1講座)
- ・ 今回の講座の内容は、**教職員研修で全校で学びたい内容でした。問題行動が起こる前の行動観察の重要性を痛感しました。未然に防ぐことを心がけたいです。**(第1講座)
- ・ 発達障害の子どもの保護者です。学校で社会で子どもが困難にぶつかった時、将来を悲観的に考え親子で落ち込んでしまうことが有ります。でも、先生のお話を聞きビデオを見て勇気づけられました。一步一步できることをあきらめずに頑張っていこうと**前向きな気持ちになりました。何か子どもに適した仕事を見つけたいです。**(第2講座)
- ・ **ソーシャルストーリーが子どもを褒める為にある**ということが一番印象的でした。ともすると親や教師の思いを押しついたり問題行動を軽減または止めさせる為に使ったり、指示に服従させる為に使っていたと気づき反省しました。また例にあげられた文章が使えるものばかりで役に立ちそうです。ダメな例文も参考になりました。(第3講座)
- ・ ものすごく勉強になりました。学校での実践、支援をしていく上で**講座等できちんと学習**することが本当に大切だと思いました。とてもいい機会でした。(第3講座)
- ・ ももやま土曜講座のような講座を地域で実施していただき有り難い。参加者の多さに学習への意欲がわきます。(各講座共通)

→ **19年度も内容を検討し継続の予定です**

(2) 保育園・幼稚園での実践

特別支援教育の理解が進んできて、保育園・幼稚園から**自由遊びの時は目立たないけれど設定遊びになると**

- ①約束が守れず我がままを通そうとする子
- ②自分の席から立ち上がりウロウロする子
- ③周りの友だちにいたづらをする子
- ④先生が話しをしている時に突然口を挟みしゃべり出す子 等々

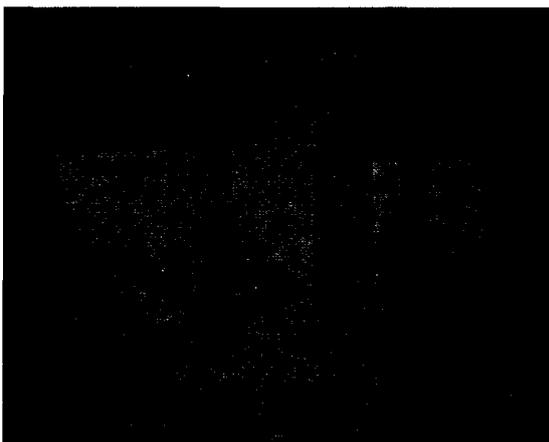
ととらえられていた子ども達に対して軽度発達障害（自閉症スペクトラム圏）の疑いがあるのではと、保育に携わる方々の視点が変わってきました。そこで園側から教育相談窓口コーディネーターのところに下記のような依頼がありました。

高機能自閉症と診断された園児がいます。全職員で共通理解して指導にあたりたいので、障害理解と支援についての研修会の講師をお願いします。

養護学校からの支援	<ul style="list-style-type: none"> ①園への参観、園児の実態観察（自由保育、設定保育） ②アセスメント票を書くためのアドバイス ③学習会の中味を検討し提案
研修会の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①自閉症スペクトラムについて講演 ②本児のケース検討 <ul style="list-style-type: none"> ・集団として本児をどう見ていくか、他児にどう説明していくか。 ・場面の切り替えについて、写真カードでのスケジュール説明の方法 ・よい行動を褒め、正しい行動を教える。 ・表出のコミュニケーションのスキルの弱さ（よく喋るが）があるので感情カード、フィーリングメーターの紹介 ・トイレの自立にむけてトイレトレーニングの資料提供

本児の実態より五つの項目でアドバイスを行いました。園での本児への理解が進み過ぎしやすい毎日であること、小学校へのスムーズな移行支援が行われることを願っています。

感情カード（自分の体調を伝える時に使用）フィーリングメーター（感情のレベルを伝える）



(3) 校内委員会と特別支援教育コーディネーターの機能充実を図る

地域の学校の巡回教育相談を通し、特別支援コーディネーターからアスペルガー症候群の子ども達と実際に関わってみたい、関わることを通し保護者や担任への支援を進めていきたいという意見が出されました。そこで、校内委員会と特別支援コーディネーターの機能充実と力量の向上を目指して**夏休み・冬休み親子・教師教育相談会**を本校の教育相談を受けた児童を対象に、計3回実施しました。山城教育局、宇治市・八幡市の教育委員会の理解を得て以下のような内容で行いました。

①内容

児童に対して、SST（ソーシャルスキルトレーニング）
保護者に対して、ペアレントトレーニング
担任に対して、ティーチャーズトレーニング

②ねらい

- ・教育相談後の子ども達の様子を把握する。(学校)
- ・相談時の緒言についての検証を行い、今後のより適切な教育相談を目指す。(学校)
- ・支援プログラムを保護者や教師に提示し、今後の実践に生かす。(保護者、担任)
- ・保護者、担任同士のグループカウンセリングを通して、共通の悩みを出し合ったり情報交換を行い、家庭や学校で生かせるようにする。(保護者、担任)

③参加者

児童4名（内1名は欠席）：障害名 アスペルガー2名、自閉症2名
保護者3名
担任、小学校通級指導教室担当者、中学校通級指導教室担当者
養護学校側：児童対応（4名）保護者対応（2名）担任対応（2名）

成 果

- ・子ども同士の遊びの中でのトラブルの要因に直接触れることができ、担任の先生に伝えることができた。
- ・子どもの行動や言語に巻き込まれない大人の在り方を再度話し合った。
- ・簡単なチェックリストで保護者に自分自身のタイプを知ってもらった上で、子どもの接し方の配慮点についての話をした。保護者からは自分の行動を振り返る声が聞かれた。

チェックリスト・・・A・B 各8項目を5段階で評価

Aの項目例 1 やらなければならないことを先送りにする

2 つまらないミスをする

Bの項目例 1 興味のない話を聞いているだけの会合では、席を立ちたいと思う

2 衝動買いなどよく考えずに行動することがある

- ・継続した教育相談の機会となった。
- ・2学期にある運動会、文化祭の取組について担任と話げできた。
(行事向けの支援シートを作成し支援)

(4) 保護者や地域社会の理解、啓蒙

養護学校では、障害を持つ子ども達が地域で理解され、よりよい生活ができることをめざして学校間交流や居住地交流に取り組んでいます。

相手校の学校では、養護学校に通う同じ地域の友達と仲良く交流し、いつでも声をかけあえる関係を築き深めていくことをねらって取組が進められています。

〇〇小学校の居住地交流では、

- ① 4年生の児童は事前に養護学校の紹介ビデオを見て学校の様子を知り疑問点をまとめる。
- ② 当日は、養護学校の教師が事前の疑問に答えながら、養護学校のこと、障害のことなどについて4年生に分かりやすく話をする。
- ③ 本人とお母さんの紹介をし4年生とゲームを通し交流する。
- ④ 障害児学級と交流
- ⑤ 給食交流（近所の子ども達と一緒に）のプログラムで行った。

成果 2校で子どもの実態や取組内容について十分な打合せを行うことで、自然な形で交流ができ、ねらいを達成することができた。

〇〇小学校では、総合的な学習の時間（全45時間）に居住地交流の取組も含んで以下のような取組がされています。

ふれる 養護や障級の友達と仲良くなる。友達を知ろう。（居住地交流も含む）
校区の友達を知ろう。どんな勉強をしているのかな？

つかむ さらに障害のある人について知ろう。
ビデオを見る。（車いす、点字等）

むかう 肢体障害について調べる。
車イスで外出してみよう。車いすを使っている方との交流
調べたことや聞いたこと、体験したことをまとめて発表する準備

いかす 発表し交流する。
手話、点字を用いたり車いす体験から学んだことを生かしてできることを
実行しよう。

このような取組を体験することで、障害の有無にかかわらず相手を認めて受け入れられる素地を持った子どもになってほしいと願っています。

(5) 巡回相談

特別支援教育の流れのなか、教育局と連携をとりつつ巡回教育相談を行っています。今年度の巡回教育相談の特徴としては、高等学校からの相談が倍増したことがあげられます。

平成19年度より各高等学校に特別支援校内体制が整備されることになっており、これまでの「生徒指導」という捉え方に「発達障害・特別支援」という捉え方が加味されるなど、ますます養護学校との連携が広がると思われます。

今年度は下記のような相談がありました。

[注意：あくまでも授業参観や、細かいアセスメント等に基づく相談例であり、同様の現象を示す児童生徒すべてにあてはまる回答なわけではありません。]

Q 成績不振（定期テストの点数が一桁）の生徒の単位認定について、また進級についてどのように捉えれば良いか。

A （生徒の授業参観後）学習内容は、生徒の実態に合わせた分かりやすさにし、量も少なくしたり、補習参加やレポート提出を努力点として認めたりすることも一案。

Q 就職希望の生徒と保護者にどのような段階を踏んだ対応をすればよいか。

A （生徒の実態等を聞き取りした後）実習先として調理関係とリネンの事業所を紹介。実習にあたっての指導内容（実習のかまえや留意点等）や保護者への説明内容、今後に向けてハローワーク等の利用についても話をした。〔養護学校の進路指導担者が対応〕

Q 進路に対するこだわりが強いが、現状では実現しそうにないという現実に向き合えない。また不登校でうつ傾向にある。どのように指導したらよいか。

A 校長先生か進路指導部長など、担任とは違う立場の方に「単位不足では卒業できない。卒業できなければ進路実現はない」ことを話してもらう。また教科ごとに色別グラフを作成して、本人にあとどれくらい出席すれば単位がとれるか視覚的に提示する。別室で試験をすることや保護者と本人に医療機関の受診を勧める等。

Q 遅刻や欠課が多い。自分の思い（込み）を阻止されると暴力をふるう、話題が会話中に自分の興味のある方向に変わっていき、双方向でない。授業中、制服をかぶって寝ているが、時々質問に答える。等の実態をどのように捉え指導すればよいか。

A （高校の事例検討会に参加し、判断仮説や支援仮説を共に考えるというスタンスで）生徒の言動の原因を生徒指導上の課題ではなく、発達障害によるものであることを確認した上で、

- ・ 1対1対応ができる場所、時間を確保（各教科補習プリントで単位保障と感覚過敏に対する対応の仕方）
- ・ 目標（卒業、進学）を設定して具体的にどうすれば目標達成できるか示す。
- ・ 本人・保護者も納得しているので早急に医療受診をする。

その他の相談内容・助言等

- ・ 校内でクールダウン用の場所探し、内部の構造化についての相談にのる。
- ・ 「あなたの強みはここ、弱みはここ」と視覚的に示す資料を作り、生徒に提示する。
- ・ 担任の教師と日常的なメールでのやりとりを行う。

山城南部支援地域 京都府立南山城養護学校

相談支援の実際

児童生徒、保護者、担任等からの
悩み・困りごと・気づきの訴えや相談事

全ての学校にはコーディネーター
がいます。まず声をかけて！

学校の相談機能の充実がポイント

学校コーディネーター

- エピソードを含んだ丁寧な聞き取り
- 相談等の内容から主訴の整理

校内委員会

- 指導改善 ○配慮事項の整理
- 教職員間の意思統一
- 保護者支援等
- アセスメント票の準備 等

幼稚園等
小・中学校
高等学校

京都府立南山城養護学校(事務局)

アセスメントの重要性

相談のポイントは何か？(事前検討)

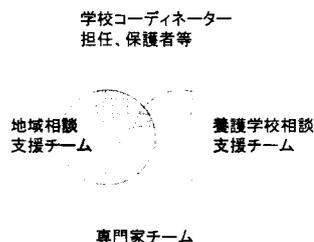
- ・相談票・アセスメント票をもとにケース検討
学校コーディネーター 担任など
- 検討事項に基づいて一定期間、当該校で実践し、継続支援をするケース
地域相談 養護学校 相談支援チーム
- 専門家チーム(医師等)を伴って学校に巡回相談をするケース
地域相談 養護学校 相談支援チーム

学校コーディネーター・校内委員会の活動のスキルアップも大切な支援です

医師等と巡回教育相談の実施

【巡回相談の主な内容】

- ①授業視察
- ②アセスメント票でケース会議
- ③保護者相談
- ④事後のまとめの会議
- ⑤その他のケース会議
(オブザーバー参加有り)



アセスメントの辞書的意味は「評価・査定」ですが、ここでいう評価は、様々な環境要因をできるだけ整理し、問題解決につなぐための手続きと言って良いでしょう。問題行動がどんなときに起きるのか、それによってどれくらい困るかと言ったことだけではなく、どのような時には起きないのか、いつ頃から起き出したのか(いつ頃まではなかったか)といった、問題がない場合にこそ解決のヒントが隠されていることを忘れてはなりません。また、検査等の客観データを活用することや診断に関して医療と連携することも非常に重要となります。しかし、相談の経過の中では保護者が検査や診断に否定的な場合もあります。その場合でも、診断や障害の断定をしてはならないことは当然です。たとえば、アセスメントの過程で自己肯定感が低く、それを助長するような働きかけや相互作用があると分かったならば、その改善策を検討する。二次的不適応状態と判断できる事象があるなら、それを引き起こす要因を特定する等、現状のアセスメントの中から、その子供の状態像を把握して、障害仮説に基づいた検討を行い、支援の方策を絞り込んでいくといったことが重要となってきます。



巡回支援の後も点検・フォローを

- ・巡回教育相談以降、継続して相談支援が必要なケースの検討・分析を行う

学校コーディネーター
担任など

地域相談
支援チーム

- 相談校より事後の取組の報告
- 継続支援の内容の整理

養護学校相談
支援チーム

相談支援の実績（平成18年度 4月-1月）

特別支援教育体制推進事業の内容(4月～1月)

相談支援校(園)数	29校(園)
相談支援ケース	49ケース
相談支援の件数	128件
1回のみ相談	15ケース
複数回数の相談	34ケース
巡回相談支援実施件数	32ケース
発達(心理)検査の実施	16ケース
地域相談支援チームと合同で実施	30ケース

多様な支援をすすめてセンター的役割を發揮 (養護学校・地域等連携推進事業) 4月～1月

事業内容	件数	備考	
研究支援	小学校	7	自閉症教育・理解・支援をテーマ 8/21 公開講座① 教職員60名 10/21 公開講座② 保護者90名を含む300名
	中学校	11	
	保幼高他	32	
来校相談	42	就学相談は別途(就学相談部)	
指導連携	48	福祉事業所を中心とした連携	
主治医訪問	41	医療を中心とした連携	
ケース会議	小学部7 中学部4 高等部8(医療・福祉・行政等)		

コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターの役割という一般的な

- ・関係者や関係諸機関との連絡調整
- ・外部相談、保護者相談に対する学校の窓口
- ・担任への支援
- ・校内委員会での推進役

等ですが、これらに共通するキーワードは「つながり」です。

どういことかという、たとえば、一人の子供の視点で考えてみたとき、その子供の周りには家庭・学校・地域生活といった環境相互の横のつながりがあり、その環境の中ですごした時間の経緯といった縦のつながりがあると考えられます。これらの環境の横断的、縦断的視点をあわせて見つめると、その中に子供を支援するためのリソース(資源)が含まれていることがわかります。ここで言うリソースは、人の場合もありますが、建物や組織、社会的システムそして、情報等すべてを含んだ概念です。それらは、ある部分はずなっているが、ある部分は無関係に存在しています。しかし、良かれ悪しかれ子供は自分のおかれているリソースの中で生きて行く存在であり、それらを有効に活用することが支援であるとも言えます。

たとえば、関係者会議を招集して関係者同士をつなぐことや、アセスメントを通して現状分析し解決にむけての一連の筋道をつなぐこと。時には専門性を發揮して情報を関係者につなぐこと等、コーディネーターは様々なリソースを見だし、リソース同士を結びつけて、最大限に機能させることがコーディネーターの役割ということになります。

山城南部支援地域での相談支援の具体的事例

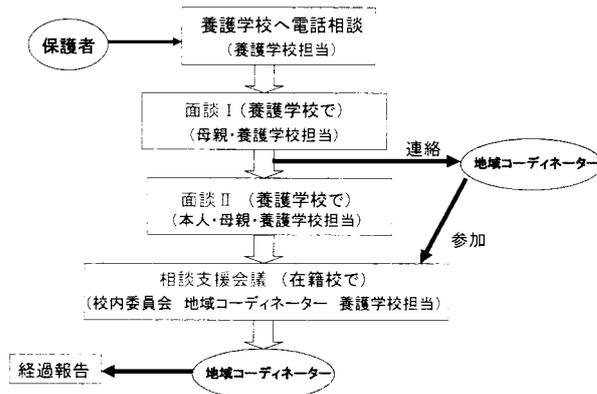
山城南部支援地域(南山城養護学校)では、医者・福祉等の専門家チームと共に、養護学校・小・中学校・通級指導教室の先生が一緒になって、相談支援を実施しています。

次のページから、相談支援を実施した中から、特徴的なケース(事例)を紹介し、相談を受ける際に参考にさせていただきたいと思ひます。

「保護者相談経由、相談支援会議コーディネート型」

校種	中学校	対象児童・生徒等	2年生男子
相談経路	保護者より電話相談	受付時診断	PDD 診断あり
学校主訴	1. 登校しぶり 2. 対人関係不適應		
保護者主訴	・登校しぶり ・特定のクラスメイトとのトラブル ・母親にベタベタくっつくなど、年齢相応の対応をどうすればよいか		
内容と背景	・特定のクラスメイトからの暴言で登校しぶり状態が起きている。 ・学校側は生徒指導の範囲内で対応しているが、改善されていない。 ・対人関係を中心に本人に大きな困り感がある。		

①保護者相談で組織の設置(相談支援会議)

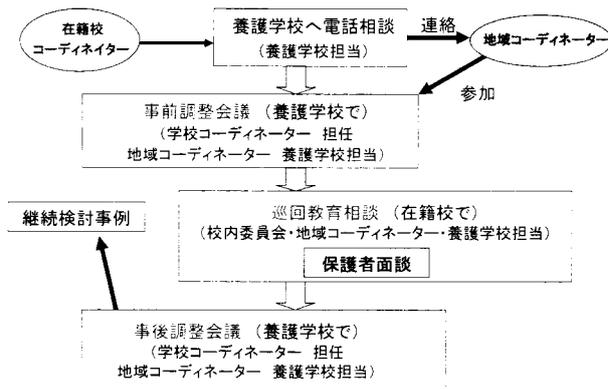


電話相談で、保護者が在籍校への連絡を望まなかった。面談においても学校との連携の必要性は理解しつつも、家庭や本人の対応で改善できないかという意向を持たれていた。その後、本人面談を含んで2回目の面談を行い、学校側との連携を承諾、在籍校に経緯を連絡し、相談支援会議を行い、現状の確認と今後の対応について検討した。現在も相談支援会議を継続している。

「在籍校経由、巡回教育相談型(面談有)」

校種	小学校	対象児童・生徒等	3年生(男)
相談経路	在籍校コーディネーターより連絡	受付時診断	PDD 診断
学校主訴	1. 教室への入室困難 2. 学習不適應		
保護者主訴	・教室で授業を受けさせたい。 ・学習の遅れを取り戻したい。 ・家庭内で妹と喧嘩が絶えない。		
内容と背景	・教室への入室困難により主に障害児学級にて課題学習を行っているが、本人の状態で大規模 ・友達と一緒に遊ぶこともあるが、些細な行き違いからトラブルが絶えない。		

②学校コーディネーターの気づきを相談に

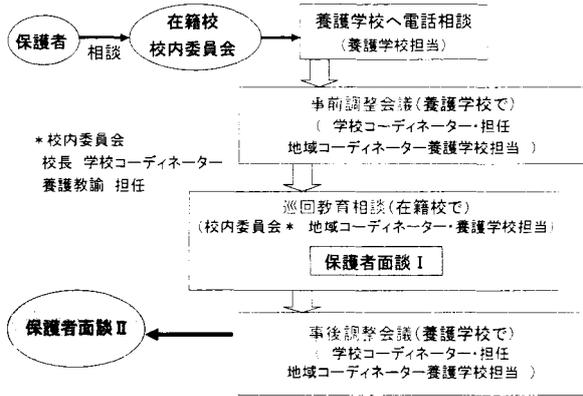


在籍校コーディネーターから本校に打診があり、アセスメント票を作成し本校で事前調整会議を実施することとした。地域コーディネーターに連絡し、事前調整会議への出席を要請。アセスメント票を元に事例を検討し、巡回教育相談を実施し、保護者の希望により面談を行った。その後、在籍校コーディネーター、担任、地域コーディネーター、本校担当で事後調整会議を実施した。なお、若干の改善も見られたが、教室内へ入れない状況は続いているので、在籍校校内委員会で継続的に対応する旨確認した。

「保護者、在籍校経由、巡回教育相談型(面談有)」

校種	小学校	対象児童・生徒等	4年生男子
相談経路	在籍校コーディネーターより連絡	受付時診断	PDD 診断あり
学校主訴	1. 対人関係トラブル 2. 家庭との連携についてどのようにすればよいか		
保護者主訴	・友人とのトラブルの解決をどうしたらよいか ・家庭での学習、家庭生活の中でどう対応したらよいかわからない		
内容と背景	・些細な思い違いによって友達とのトラブルが頻発し、本人の困り感が大変高い ・現在、仕事を持つ母親と二人暮らし(父親は単身赴任) ・母親は様々な相談機関に相談をしているが、今ひとつ納得できず、学校側への対応を強く迫っている		

③校内委員会の事例を相談支援に

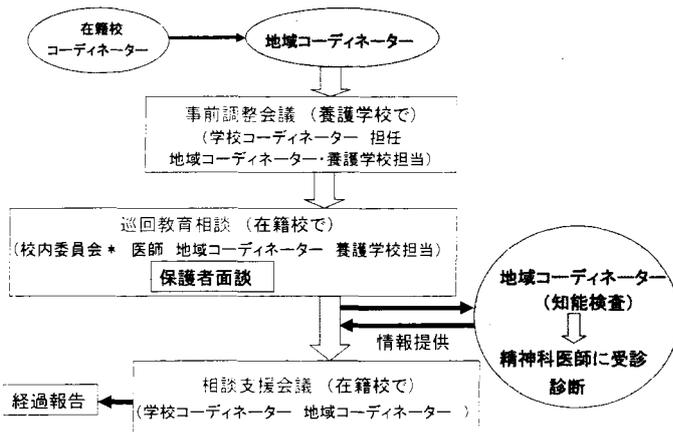


保護者が在籍校に、養護学校の巡回教育相談を受けてくれるように要請。在籍校の依頼に基づいて事前調整会議を実施し、アセスメント票を元に事例の検討を行い、巡回教育相談を行った。保護者の希望により面談を実施するとともに、保護者と学校との連携についての今後の方向を確認した。その後、事後調整会議を実施し、事例の改善が進んでいることを確認したが、保護者が家庭生活におけるアドバイスが欲しいという要望に応じて本校において面談を実施した。その後、家庭での問題は減少し、本人の困り感も低くなった。

「地域コーディネーター経由、診断コーディネート型」

校種	中学校	対象児童・生徒等	1年生(男)
相談経路	地域コーディネーターより連絡	受付時診断	なし
学校主訴	1. 学習不応答、対人関係不応答 2. 教室に入りにくくなる状況の改善		
保護者主訴	・教室で授業を受けさせたい ・本人への対応方法がわからない		
内容と背景	・教室への入室困難により別室にて課題学習を行うことが多い ・友達の言動を自分への非難と受けとっての暴力やパニックが頻発 ・保護者は本人をどうとらえたらよいか戸惑っており、診断を希望		

④巡回教育相談で障害の診断を受けて

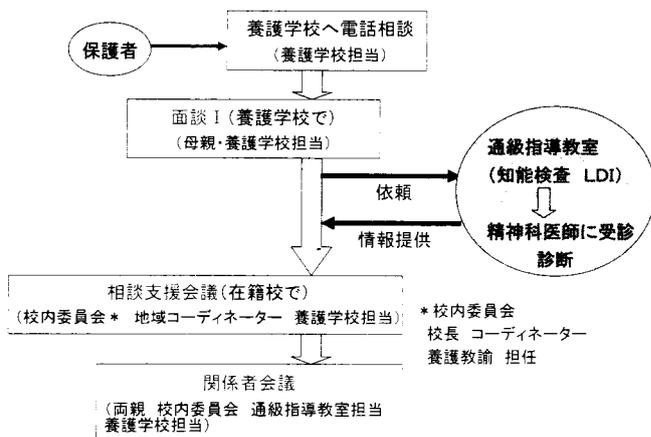


在籍校コーディネーターから地域コーディネーターに打診があり、アセスメント票を作成し、本校で事前調整会議を実施した。事前調整会議でアセスメント票を元に事例を検討し、巡回教育相談を実施し、保護者の希望により面談を行った。保護者は診断を希望し、後日地域コーディネーターが知能検査を実施し、保護者と本人が受診してその結果を元に、相談支援会議を実施した。それを通して、保護者は長年の不安が解消され、家庭での本人に対する対応を考え始めた。

「保護者相談経由、関係者会議コーディネート型」

校種	小学校	対象児童・生徒等	4年生女子
相談経路	保護者より電話相談	受付時診断	なし
学校主訴	1. 不登校の改善 2. 学習不適應、対人関係不適應		
保護者主訴	・不登校の改善 ・本人の行動や反応をどうとらえたらよいか		
内容と背景	・不登校 ・就学以前に両親は離婚 ・2歳頃より服や持ち物にこだわりがあり、納得するまでパニック有り		

⑤保護者も含んで関係者会議を設置して



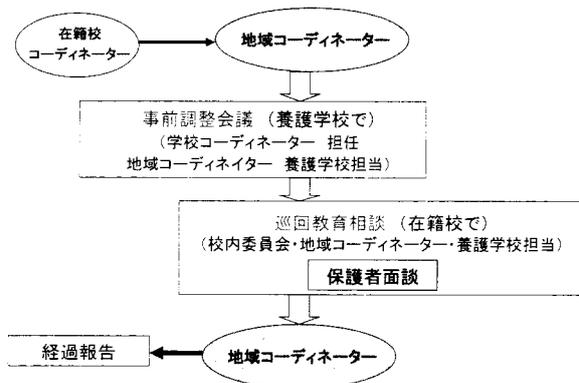
電話相談で、保護者が在籍校との連携を望まなかった。面談において検査、診断を希望されたので、本校にて手配し、合わせて在籍校との連携についての必要性を説明し、面談後在籍校に経緯を連絡し、相談支援会議を行い、両親を含んだ相談支援会議を実施し、現状の確認と今後の対応について検討した。

その後、校内体制が整備され、一致して改善に向かって取り組まれている。

「在籍校経由、巡回教育相談型(面談有)」

校種	中学校	対象児童・生徒等	1年生(男)
相談経路	地域コーディネーターより連絡	受付時診断	ADHD 診断
学校主訴	1. 対人関係不適應 2. 教室に入りにくい状況の改善		
保護者主訴	・教室で授業を受けさせたい ・投葉もしているが、本人への対応方法がわからない		
内容と背景	・教室への入室困難により別室にて課題学習を行うことが多い。学力は高い ・友達の言動を自分への非難とうけとっての暴力やパニックが頻発		

⑥地域コーディネーターが中心となって



在籍校コーディネーターから地域コーディネーターに打診があり、アセスメント票を作成し、本校で事前調整会議を実施した。事前調整会議でアセスメント票を元に事例を検討し、巡回教育相談を実施し、保護者の希望により面談を行った。その結果、別室での課題学習は定着した。今後指導をどのようにすすめていくのかは、地域コーディネーターがフォローし、経過報告を受けることとした。

3 特別支援教育充実事業の非常勤講師を活用した校内体制充実

『やましろ未来っ子』 研究推進校として指定

通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する支援が喫緊の課題となっている中、山城地域におけるこれらの児童生徒に対する支援のあり方を研究実践する学校を「特別支援教育充実事業に係る研究実践校（『やましろ未来っ子』研究推進校）」（以下、「研究実践校」という。）とする。

研究実践校においては、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援について研究を深め、実践を推進するとともに、その成果の普及に積極的に努める。

★実践交流会の開催

★実践事例集の刊行

非常勤講師の配置校における研究実践を発表のほか、通級指導教室との連携した取組、幼稚園における特別支援教育の実践、市町村の独自の取組等の発表を行い、山城地方の特別支援教育の充実に資することを目的として実施。

(1) 校内体制の概要

①校内委員会

- ・ 定例月1回及び臨時でその都度開催
- ・ 特別な教育的支援を必要とする児童の指導目標や内容、指導の手立てについて検討（個別の指導計画の作成）
- ・ 特別支援教育コーディネーターを核に、全教職員が協働して、教育相談をはじめ関係機関との連携を深めて実践の推進に努める。
- ・ 児童生徒ごとにチーム会議を作り、実態把握や支援方法の検討を行い、非常勤講師の活用方法を含め、指導方針を決定。
- ・ 小・中学校の連携（連携会議）
- ・ 特別支援校内委員会の構成…特別支援教育コーディネーター、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談部長、養護教諭、非常勤講師

- ①特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握
- ②ケースについて、具体的な支援等の協議検討
- ③巡回相談及び専門家チーム相談依頼するケースの整理・検討
- ④保護者との相談
- ⑤研修会の実施
- ⑥小・中学校の連携

②特別支援教育コーディネーター

- ・ 特別支援教育コーディネーターの役割①学級担任からの相談の窓口と児童観察②巡回相談を受けるなど関係諸機関との連携役③校内委員会を中心になって運営④全教職員の共通理解化を図る⑤特別支援教育コーディネーターとしてのスキルアップ研修
- ・ 担任を中心に、特別支援教育コーディネーター・非常勤講師と連携して、保護者と相談を行う。

- ①校内委員会、支援チームの運営
- ②校内の関係者や地域の関係機関との連絡
- ③学級担任への支援（「アセスメント票」「個別の指導計画」の作成を含む。）
- ④相談関係者との連絡調整
- ⑤専門家チーム、巡回相談等の関係機関との連絡調整
- ⑥幼稚園・保育所（園）、小学校、中学校等との連携
- ⑦養護学校との連携

③個別の指導計画

- ・ 担任を中心にアセスメント票から「その子の教育的ニーズは何か、どのような手立てが有効か」等の検討を行い、個別の指導計画を作成。
- ・ 個別の児童ファイルを作成し、指導記録を蓄積。
- ・ 指導計画の検証と修正P D C Aサイクルで実施。

「個別の指導計画は、児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだもの」

（「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」平成16年1月より）

④関係諸機関等との連携

- ・ 必要に応じて、関係諸機関と連携したり、巡回教育相談を活用する。
- ・ 保護者と連携をとり、学校と家庭で一貫した対応を心がける。

- ①巡回相談の利用、専門機関の利用のほか、通級指導教室の利用も含めて、連携した取組を進める。
- ②個別の指導計画作成時に、保護者の意見を十分に聞いて作成し、支援を協働して行う。

⑤研修

- ・ 特別支援教育にかかわる研修を行う。
- ・ 学校だよりに「特別支援教育」関連記事を掲載し、保護者への理解、啓発を行う。
- ・ 学級活動の時間に、「十人十色のカエルの子」を活用して全校児童に指導。
- ・ 校内の重点研究を特別支援教育として取り組む。

- ①事例検討会を実施し、他の教員が実施した支援内容や方法を学び合う。
- ②一人一人の教員が、校内の資源者として協働作業や活動を進めるために、専門的な知識を身につけるための研修を実施する。

(2) 非常勤講師の活用実践の状況

- ・ 担任が一斉指導を行っているときに個別に指導支援を行う。
- ・ 教育相談室等の特別な場を設け、個別指導や小集団での指導を行う。
- ・ 専門機関の教育相談時に同席し、日常の観察記録について意見を述べたり、受けたアドバイスを支援に生かす。
- ・ 特別支援教育コーディネーターが児童観察、児童の個別指導、保護者面談、研修、巡回相談等の活動をするための後補充授業を行う。
- ・ 児童生徒の情報収集、整理を行う。
- ・ 教材・教具の作成
- ・ 担任が個別指導を行っている間の後補充授業。
- ・ 児童生徒の悩みや不安・ストレス等の解消を図る。

(3) 成果と課題

- ・ 特別の支援を要する児童生徒への個別の指導計画に基づく支援が進んだ。
 - ・ 特別支援教育コーディネーターが校内の支援体制を整備しなければならないという自覚が高まった。
 - ・ 特別支援教育コーディネーターが全校児童生徒の実態を把握するための動きができた。
 - ・ 特別支援教育コーディネーターの校内外における相談活動が進んだ。
- ▲ 個別の指導計画を、P D C Aサイクルの中で、常に児童生徒の実態に応じた学校体制による支援を進めるために実効性のあるものとし、児童生徒に適切な支援ができるように工夫していく。
- ▲ 幼稚園・保育所（園）や他校種との連携した取組を推進していく。
- ▲ 通級指導教室や障害児学級との連携した取組を推進していく。

保護者等への広報の例

生徒たちは一人一人違った個性を持っています。能力の発達も一人一人異なります。学校は個々の生徒の長所や短所に配慮し、個に応じて学力を高める指導をしています。しかし、中にはそれ以上に個別に支援を必要とする生徒もいます。

このような生徒に、教科や人間関係の学習を支援する目的で通級指導教室を設けています。

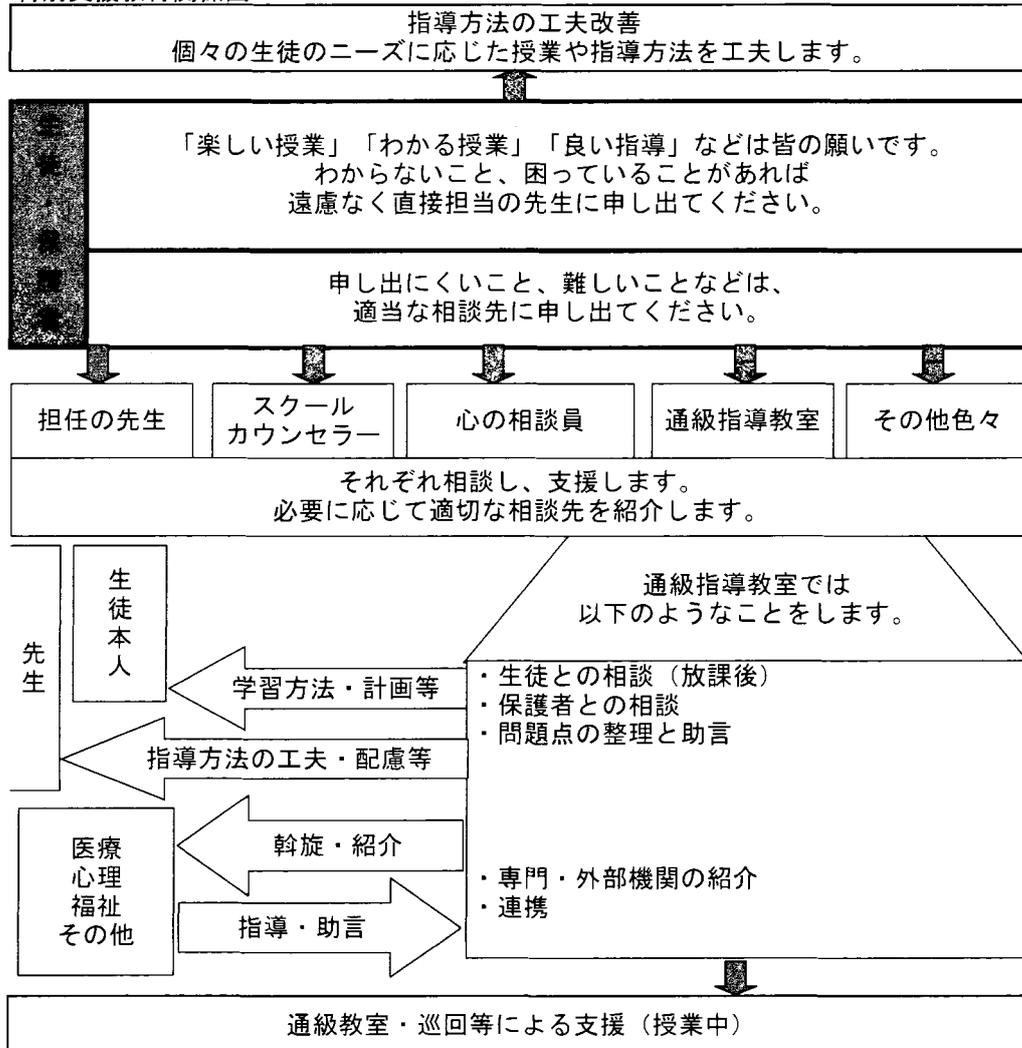
また、通級して支援を受けるほどではないけれど、なにかの支援が必要な生徒もいるかと考えます。

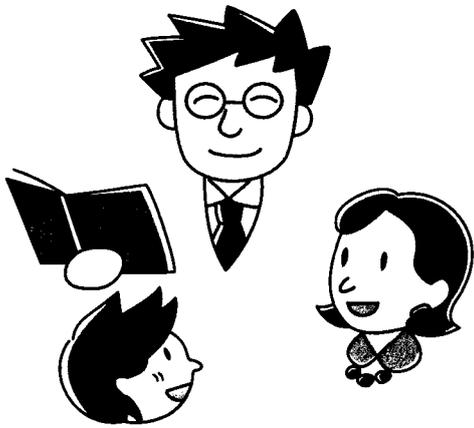
このような生徒や保護者の方々のために、通級指導教室で相談を受け付けています。

生徒が自分の判断で申し出ることもできます。保護者の方の相談も受け付けます。

「頑張っているのに思うように成果が上がらない」「勉強の仕方がわからない」「学級や部活動で友人とうまくいかないことが多い」等々、支援が必要だと感じる場合、学級担任または通級指導教室担当に御連絡ください。

特別支援教育関係図

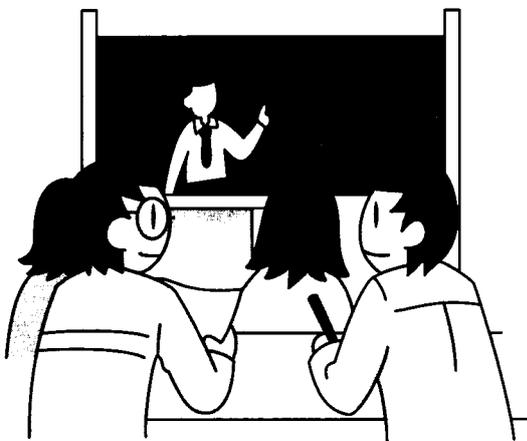




《教育相談》



《通級での指導》



《通常の学級での学習》

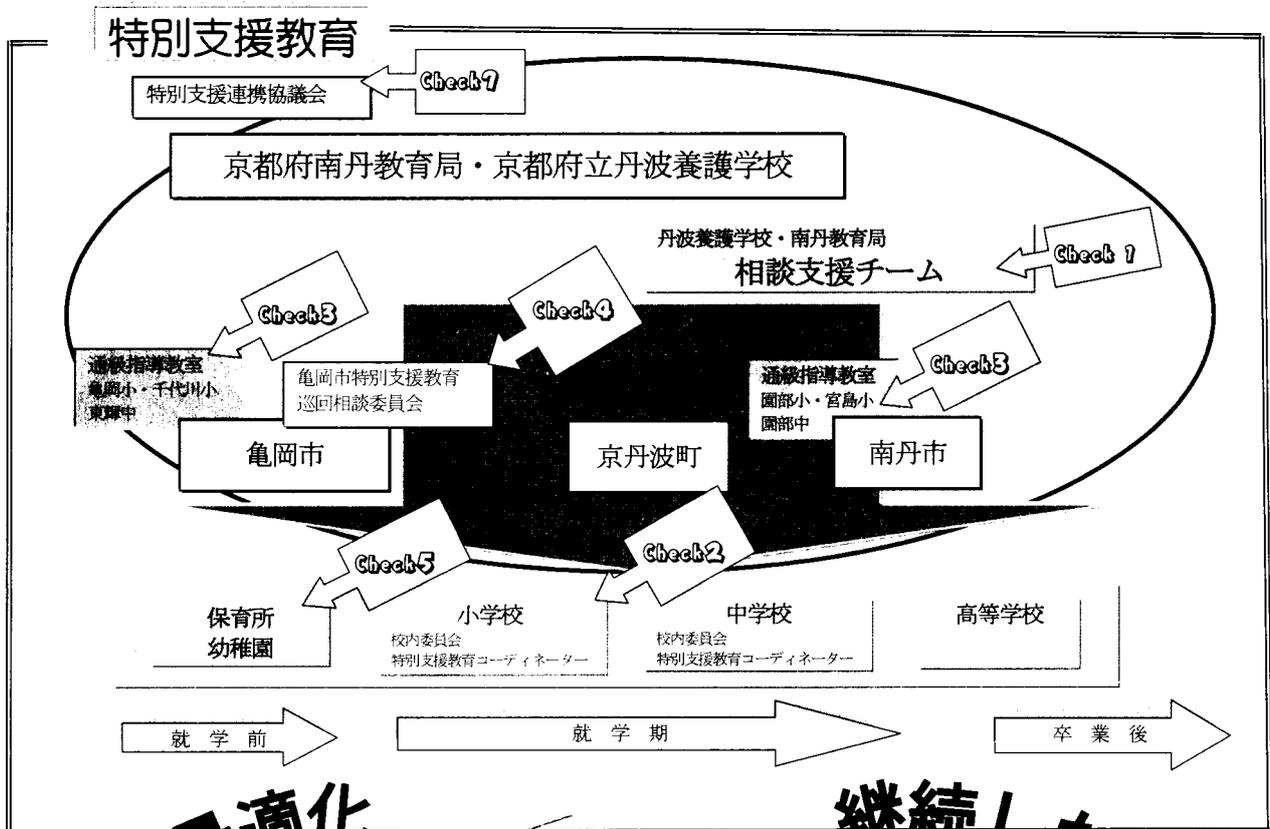


《一人一人のニーズに応じた配慮と支援》

南丹教育局管内

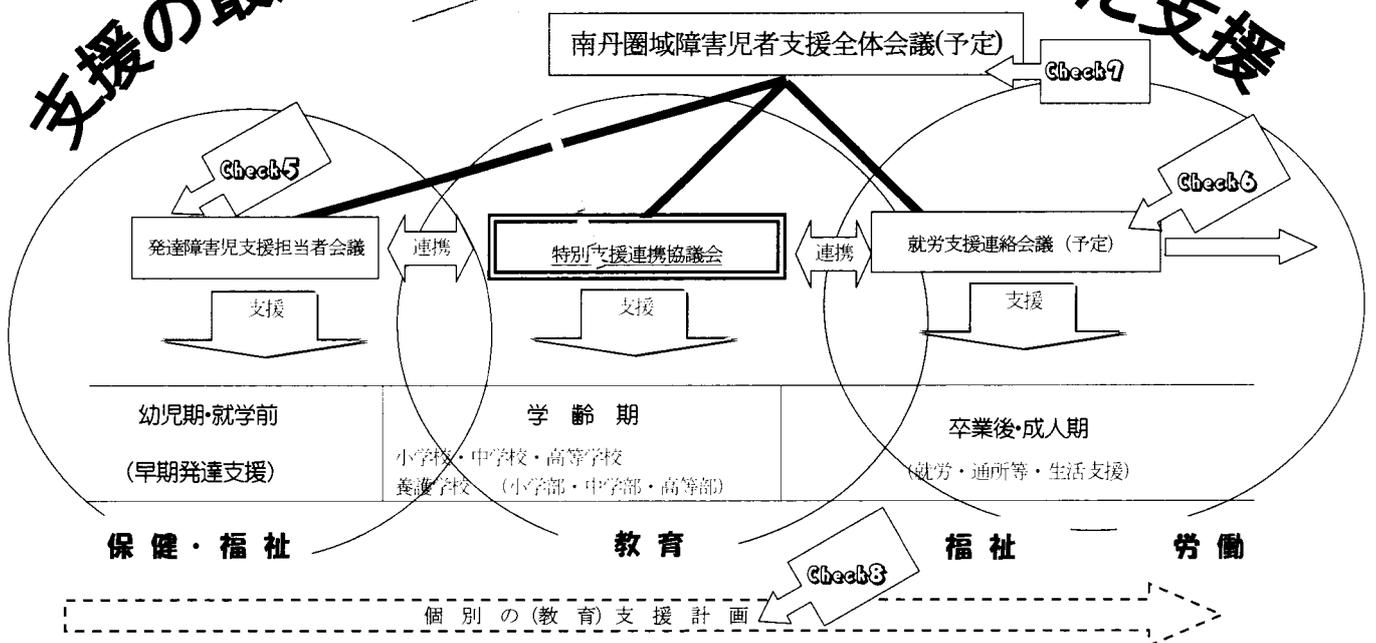
京都府南丹教育局・京都府立丹波養護学校

南丹教育局管内では、教育局と養護学校が一体となり、様々な支援窓口と連携した支援ネットワークを作っています。また、南丹保健所などの他部局とも連携し、幼児期から成人期に至る継続した相談支援ネットワークの構築を目指しています。



支援の最適化

継続した支援



教育・保健・福祉・労働部局を横断した南丹圏域相談支援ネットワークの構築

Check 1

相談支援チームの活用

南丹局管内では、京都府南丹教育局と京都府立丹波養護学校が緊密に連携し、その機能をお互いに生かした地域支援を行っています。

教育相談・研修支援等の申し込みの手順

*電話等による申し込み

京都府立丹波養護学校 0771-42-5185
特別支援教育コーディネーター・担当部主事
基本は火曜日

教育相談申し込み表の送付

教育相談申し込み表の返送

来校・巡回による教育相談の実施
講演等研修支援の実施



教育相談の実施にあたっては
丹波養護学校の専門性に加え、管内の多様な相談機関等との連携のもと、より専門性の高い支援を丁寧に行うことを大切にしています。

南丹教育局・丹波養護学校 相談支援チーム (18年度)

- ・ 南丹病院精神科・神経科医師
- ・ 社会福祉法人花ノ木 心理判定員
- ・ 洛西愛育園長 臨床発達心理士
- ・ 社会福祉法人花ノ木
障害児者地域療育等支援事業コーディネーター
- ・ 京都府南丹保健所保健室健康支援担当
- ・ 丹波養護学校亀岡分校副校長 特別支援教育士
- ・ 亀岡市立亀岡小学校 通級指導教室担当
- ・ 南丹市立園部小学校 通級指導教室担当
- ・ 亀岡市立東輝中学校 通級指導教室担当
- ・ 南丹市立園部中学校 通級指導教室担当
- ・ 丹波養護学校 特別支援教育コーディネーター
- ・ 丹波養護学校 自立活動担当

相談件数の推移 (実施延べ回数)

〈教育相談〉

平成16年度	59回
平成17年度	168回
平成18年度	143回 (12月8日まで)

〈研修支援〉

平成16年度	9件
平成17年度	23件
平成18年度	12件

支援先 (18年度 新規55件中)

保育園・幼稚園	10件
小学校	19件
中学校	19件
高等学校	0件
その他	7件

支援内容 (18年度 新規55件中)

発達・障害等	21件
学習内容	4件
就学・進学	24件
その他	6件

Check 2

校内支援体制と特別支援教育コーディネーターの機能の充実

養護学校から小学校への研修支援の例

管内では、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障害のある児童生徒への指導や支援について検討をするための校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名がすべての小中学校で行われています。

管内特別支援教育コーディネーター等交流研修会

管内幼・小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーター等の機能の充実を図るために、南丹教育局、丹波養護学校、南丹地区幼・小・中・高連絡協議会が共催で実施しました。

- ・講演 「南丹の特別支援教育を推進するために」
講師 京都府教育庁指導部特別支援教育課
指導主事 鋒山 智子
- ・分散会 5分散会に分かれて、実践報告、研究協議等を行った。

- 分散会実践報告
- | | |
|-------|------------------------------------|
| 第1分散会 | A幼稚園「自閉症スペクトラムA児の実践」 |
| 第2分散会 | B小学校「B小学校の特別支援教育の取組」 |
| 第3分散会 | C小学校「特別支援教育コーディネーターの役割と活動」 |
| 第4分散会 | D小学校「通常学級に在籍する低学年児童の取り出し指導から学んだこと」 |
| 第5分散会 | E中学校「具体的な特別支援の実施について」 |

- * 管内〇〇小学校 コーディネーターからの依頼
「5年生児童を対象とした

障害理解公開授業における講師」

→5年生児童を対象に養護学校理解、障害理解に係る授業を行う

児童の感想

私の家の近くに養護学校に通っている人がいます。先生の話聞くまでは、毎日どんなことを勉強しているのかなあと不思議に思っていました。でも、先生の話聞いて、その人その人の障害に合わせた生きるために大切なことを勉強していることがわかりました。私は障害があっても同じ人間だから、障害があっても毎日楽しく過ごせたらいいと思いました。

特別支援教育コーディネータースキルアップ講座

平成18年度、特別支援教育コーディネータースキルアップ講座を亀岡市の小学校を会場に開催しました。

授業についての説明の後、公開授業を授業し、LD、ADHD等の児童への指導・支援のあり方について研修を深めました。また、小学校の特別支援教育コーディネーターの実践発表を通して、校内の特別支援教育の推進や具体的な支援体制の整備、コーディネーターの役割など大変参考になる内容となりました。特に、担任の気付きを校内委員会で検討する前に、素早く相談や対応ができるミニケース会議、児童の様子を記入する相談用紙、支援シートなど今後、各校での取組に生かせる報告でした。

特別支援教育充実事業

発達障害者に対する支援が喫緊の課題となっている中、各学校が校内支援体制を整備し、通常学級におけるLD、ADHD等の発達障害のある児童生徒の学習面・生活面の困難を改善するため、平成18年度から京都府の新たな事業として、非常勤講師を配置しました。

南丹教育局管内では、小学校8校、中学校4校にそれぞれ配置し、各校の特別支援教育コーディネーターと連携しながら支援を行っています。通常学級で特別に支援の必要な児童生徒の実態把握や個別の指導計画の作成、取り出しによる個別指導・少人数指導、通常学級での指導支援等、それぞれの学校の状況に応じた多様な取組を行っています。

児童の ある日

(特別支援教育充実事業非常勤講師)

午前

朝 (打合せ) 子どもの様子、 指導の形態・場 所 (8時半前出勤)	1校時 (個別指導) B児(2年) 文字の指導(音韻・ 文字の形)	2校時 (TT指導) C児(1年) 体育で折り返し リレーの支援	中間 休み	3校時 (TT指導) D児(3年) 音楽発表会に向 けての合奏練習	4校時 (TT指導) E児(2年) 図工で作品作りの アドバイス
---	---	--	----------	---	--

簡単に指導の様子を連携

午後

給食・昼休み 清掃 E児の清掃を 見守ったり、励 ましたり	5校時 (TT→個別) D児(3年) 教室から出たD児 と個別の関わり	6校時 D児の下校後、 教材研究と指導 記録の作成	放課後 校内委員会(D児について) (この日は校内委員会に出席の予定だったので、 次の日の勤務時間が短くなっている。)
---	---	--	--

給食がんばりカード(C児・E児)

できた作品を見て満
足そうなE児

Check 3

通級指導教室との連携



平成18年度からLD、ADHD等の児童生徒も法的に通級指導教室の支援対象となりました。これまでも、管内では4小学校に7教室が開設され、合わせて79名の児童が支援を受けています。また、新たに管内2中学校に通級指導教室が開設され、4名の生徒が通級による支援を受けています。

発達障害のある子どもへの学習支援をこれまで行ってこられた専門性を連携の中で生かしていただくこと、2名の小学校通級指導教室担当者、各中学校の通級指導担当者に、南丹教育局・丹波養護学校相談支教室援チームに入ってもらい、チームでの巡回相談等を行ってきています。

中学校における通級指導教室は、今年度から始まったということもあり、まだ通級する生徒が少ない状況です。支援の必要な生徒や保護者の理解啓発を一層進め、効果的活用を図ることが課題です。

こうした課題解決に向けて、定期的に中学校通級指導教室連絡会議を開催しています。取組の現状や課題を明らかにしながら、連携した支援をさらに進めていきたいと考えています。

【管内通級指導教室の設置状況】

亀岡市立亀岡小学校	通級指導教室3教室
亀岡市立千代川小学校	通級指導教室1教室
亀岡市立東輝中学校	通級指導教室1教室
南丹市立園部小学校	通級指導教室2教室
南丹市立宮島小学校	通級指導教室1教室
南丹市立園部中学校	通級指導教室1教室

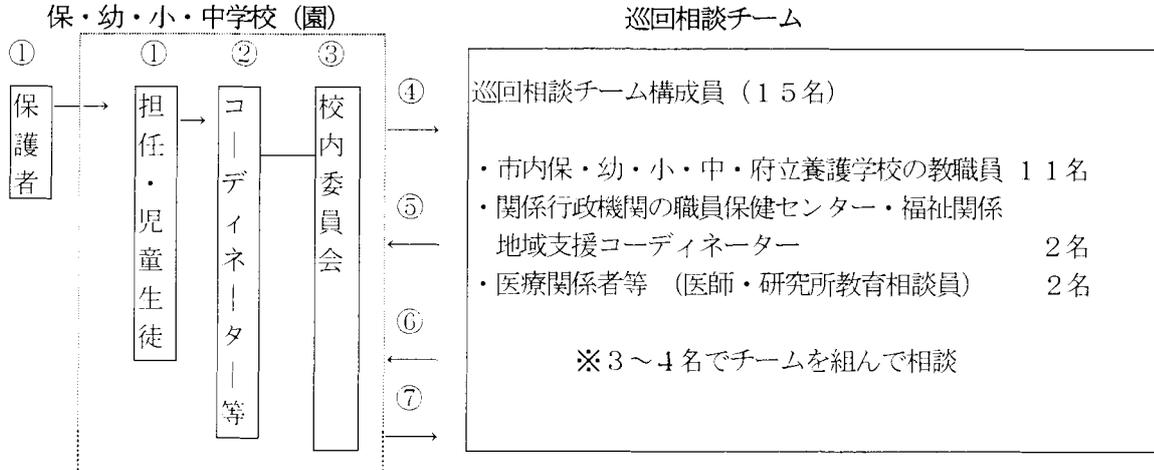
Check 4

亀岡市の取組

亀岡市特別支援教育巡回相談委員会（巡回相談チーム）

- 1 亀岡市における巡回相談チームの特色
 - ・京都府立丹波養護学校、京都府南丹教育局相談支援メンバーの相互相乗り
 - ・相談対象は、保育所・幼稚園から小中学校までの支援の必要な幼児児童生徒

- 2 巡回相談の手順



- ①児童生徒・保護者・担任からの悩み・困りごと・気づきの訴え・相談
- ②校内委員会で、聞き取り内容の分析、主訴の検討
- ③相談票、アセスメント票の作成と提出
- ④巡回相談の申請 市教育委員会へ文書で申請（相談票、アセスメント票等）
- ⑤巡回相談の実施（当日の流れ）
 - ア アセスメント票を元に情報の整理
 - イ 授業参観
 - ウ ケース会議
 （必要に応じて養護学校、府の相談支援チームへ）
- ⑥巡回相談報告書の送付
 - 巡回相談時のケース会議の内容について学校・保育所・幼稚園等へ
- ⑦校内での取組の報告
 - 巡回相談後の報告を文書で市教育委員会へ報告

- 3 相談支援件数

平成17年度(9月～3月) . . . 17件
 平成18年度(4月～1月現在) . . . 19件

- 4 成果と課題

- (1) 児童・生徒への配慮や支援、校内の支援体制等についての支援を図ることができた。
- (2) 幼稚園、保育所からの相談にも対応することにより、小学校での理解や支援に生かすことができた。
- (3) 医療関係者・福祉担当者・養護学校教員と共に相談を進めることで、支援について関係機関との連携など幅広く検討できた。
- (4) 「個別の支援計画」の作成による、児童・生徒一人ひとりのライフステージに応じた継続支援が課題である。

Check 5

就学前への支援



就学前の支援 京都府南丹保健所の取組

1 平成17年度 保健所管内ニーズ調査から

○保育所、幼稚園における「気になる子」の支援課題

- 実態 → 1 保育所、幼稚園で「気になる子ども」が4.7%と多く対応に苦慮している。
2 専門的アドバイス、研修、保護者支援のための連携を望んでいる

○発達障害児をもつ保護者のニーズ

- 実態 → 1 親は「気になってから診断されるまで2年以上」要しており、身近な地域で相談できる機会を望んでいる。
2 幼児期の支援が就学・進学時にうまくつながらず、親子が苦慮している。

2 平成18年度 保育従事者や親の支援ニーズに応えるため、相談支援を事業化

“丹波養護学校、南丹教育局、南丹保健所、三者で年間事業を共有・調整し、協同関係に”

発達障害児相談支援なんたんモデル事業

～南丹広域振興局 地域振興計画～

普及啓発

- 府民、関係者向けセミナーの開催

テーマ『ちょっと気になる子への理解と対応』

保護者支援

- 発達障害児の家族のつどい『ぶどうの木』の自主活動の支援

専門的相談支援

- 発達障害児相談事業

- 小児科専門医、保健師による個別相談
 - 臨床発達心理士、保健師による保育現場出張相談
- “養護学校・教育局相談支援チームとの連携”

関係機関連携

- 南丹地域発達支援担当者会議

就学前支援の充実と教育へのつながりを主題に研修、会議を開催
“特別支援連携協議会との連絡調整”

早期発達支援

- 5歳児モデル事業 ～モデル保育所、幼稚園の年中児対象～

従事者育成

育ちにくさや子育ての困難さに親と関係者が気づき、相談できる機会としくみづくり

- 保健・保育従事者事前事後研修
- 保護者に健康観察票、子育てパンフの配布
- 保育者参加によるカンファレンス
- 5歳児発達相談
- 相談事後支援〈親支援教室・子ども現場支援〉

●●親 関係者がつながり、共にめざすこと

- ☆ 早期に「気づき」、「支援」し、「連携」する機会と仕組みづくり
- ☆ 発達障害を正しく理解し、親子がいそいそ育つ地域づくり

Check 6

就労への支援

管内では、障害者の就労支援に向けた取組が南丹保健所からの提起により進められようとしています。南丹教育局・丹波養護学校もこの動きに連携し、部局を越えた支援継続の取組が始まっています。

〈背景となる状況〉

管内障害者の現状

〈障害者手帳交付状況〉
 身体障害者手帳 7,710件
 療育手帳 1,030件
 精神保健福祉手帳 329件
 * 管内人口比 5.78%
 20人にひとりは何らかの障害があり支援を必要としている。

丹波養護学校卒業生進路状況

年度	16	17	18(予定)
一般就労	2	2	5
(就労継続)	1	1	
(途中退職)	1	1	
福祉就労	17	20	20
在宅	1	0	

施設から一般就労への移行状況

就職	結婚	家庭復帰	転所	公営住宅への 入居	入院	死亡	その他
0	0	7	21	0	2	6	6

- * 16年度、17年度 退所者調査より
- * 管内の就労者は2年間で1名もない状況にある。

障害者自立支援法の施行に伴い、施設から地域への移行が大きな課題となる中で、今後、生活や就労に関する相談支援体制の充実がますます重要である。

南丹圏域障害者就労支援連絡会議の発足

構成機関・団体(予定)

行政機関：亀岡市、南丹市、京丹波町
 南丹保健所、ハローワーク園部
 教育関係：丹波養護学校、南丹教育局
 相談支援機関：障害者総合相談支援センター「結丹」
 花ノ木医療福祉センター
 亀岡市障害者生活支援センター
 障害者生活支援センターこひつじ
 事業者：地元商工会議所、地元企業

事業内容(予定)

- * 定例会議の開催
 障害者の就労に関する現状・課題の把握
 障害者就労に向けた連携
 障害者の福祉的就労・授産振興の充実
 求人・求職情報の共有化等
- * 就労に関する関係者アンケート
- * ジョブパートナー養成講座の実施
- * 企業実習に向けた取組

Check 7

圏域全体の支援ネットワークの構築



特別支援教育連携協議会

その趣旨

南丹教育局・丹波養護学校は、平成17年度より「南丹教育局管内特別支援教育連携協議会」を発足させてきました。この会議は、幼児児童生徒に対する支援体制を構築する特別支援教育の趣旨を踏まえ、医療、福祉、労働、行政等の関係機関との連携の下、就学前から成人期に至る、ライフステージに応じた支援の継続を目的としています。

年間2回の会議を持ち、情報交流・意見交換を行っています。18年度第1回会議では、発達障害保護者の会「ぶどうの木」世話役の西田さんから保護者の立場からのお話を聞かせて頂きました。

協議委員

- ・ 南丹圏域障害者総合相談支援センター結丹 センターマネージャー
- ・ 社会福祉法人花ノ木障害児者地域療育等支援事業コーディネーター
- ・ 亀岡市障害者生活支援センター センター長
- ・ 丹波共同作業所長、かめおか作業所長、ワークスおい施設長、あけぼの学園八木寮長
- ・ 有限会社日新製材所社長、株式会社能勢クリーニング社長
- ・ 社会福祉法人花ノ木副所長 医師
- ・ 京都府南丹保健所保健室長、福祉室長
- ・ 亀岡市障害児者を守る協議会長、家族のつどい「ぶどうの木」
- ・ 亀岡市教育委員会、南丹市教育委員会、京丹波町教育委員会
- ・ 南丹公立幼稚園園長及び教育研究会
- ・ 亀岡市中学校長会、南丹・船井中学校長会
- ・ 亀岡市特別支援教育研究会、南丹・船井教育研究会特別支援教育部会
- ・ 口丹ブロック府立高等学校長会理事、京都府立淇陽学校
- ・ 京都府立丹波養護学校 校長、PTA会長
- ・ 南丹教育局 総括指導主事

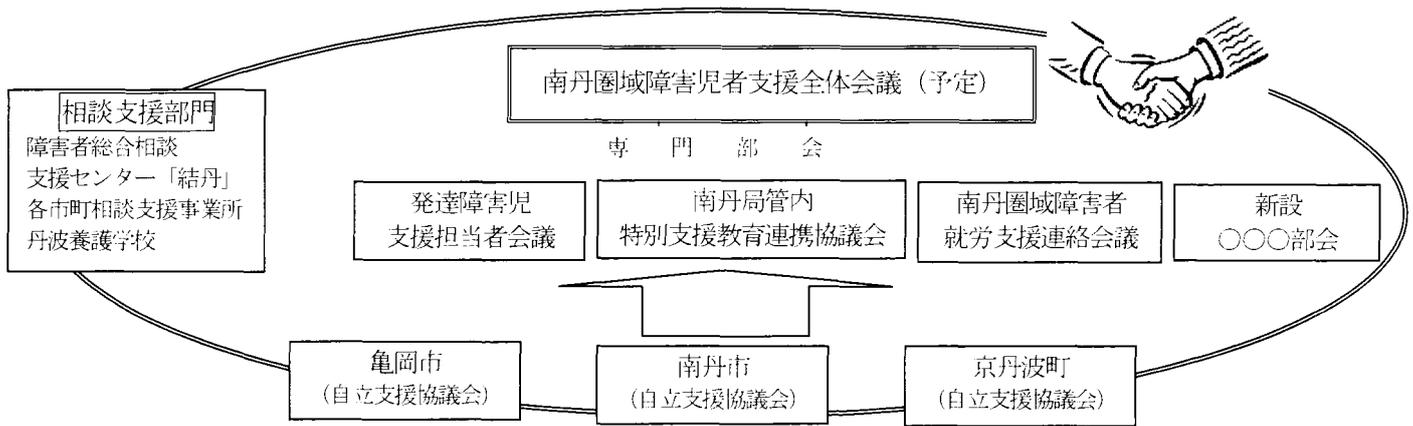
南丹圏域障害児者相談支援のあり方検討会議の発足

その趣旨

教育が先行した形で進めてきた、この圏域における部局を横断した支援ネットワークを更に発展させる事を目的に、南丹保健所からの提起を受けて発足した会議です。部局を越えた「広域的な相談支援ネットワークの構築」及び障害者の就労支援を主な検討課題としています。これまで作られてきた支援ネットワークや支援事業を背景に、19年度より次図のようなネットワークの構築を目指しています。

構成機関・団体

行政関係：亀岡市、南丹市、京丹波町、南丹保健所
教育関係：丹波養護学校、南丹教育局
相談支援機関：障害者総合相談支援センター「結丹」
花ノ木医療福祉センター
亀岡市障害者生活支援センター
障害者生活支援センターこひつじ



平成19年度より、より多様なニーズに応じた支援ネットワークが構築され、特別支援教育は関係機関との連携の下、その一翼を担う形となっていく予定です。

Check 8

支援の継続のために

こうしたネットワークの目指しているものは、次の2点です。

- 支援の最適化：ライフステージに応じて、必要な時に適切な支援が受けられること
- 支援の継続：サービス提供者が変わっても、必要な支援が継続されること

丹波養護学校・南丹教育局の相談支援もこうした観点を大切にしています。



支援の継続

通常学級小学校6年生児童に関する相談について、相談支援チームを活用した巡回相談の後、京都府専門家チームをケースカンファレンスに活用し、専門家チーム会議に、その児童が就学を予定している中学校の特別支援教育コーディネーターにも参加をして頂きました。

こうした学校種を越えて支援を継続していく視点を大切にしています。

個別の教育支援計画作成への支援

支援継続のツールとしての「個別の教育支援計画」については、通常学級ではまだ作成段階ではなく、また福祉における「個別の支援計画」とどのように関連性を確保していくか等の課題があります。しかし、ネットワークを生かした支援継続のためには、今後「個別の（教育）支援計画」の作成活用が求められます。

18年度には、支援チームメンバーが通級指導教室担当者の研修会に参加し、「個別の教育支援計画の意義と作成活用」について講演し、またそれをきっかけとして、ある通級指導教室では作成活用が始まるなど、少しずつ具体的な動きが起ってきています。

個別の教育支援計画 通級指導教室での試み

個別の支援計画

作成： 平成××年 ×月 ×日 (新規・更新) 作成者：××××

氏名	×××××	生年月日	平成×年×月×日生	住所	〒000-0000京都府南丹市××××一番地	保護者氏名	××××	在籍	南丹市立××小学校
----	-------	------	-----------	----	------------------------	-------	------	----	-----------

保護者・本人の願い、希望			学校の支援目標		
・保育園年中までは、ほとんどことばもなかったが、以降少しずつことば数も増え、就学後の1年間でその能力は著しく成長した。さらにスムーズなやりとりができるよう言語の力を伸ばしてほしい			・言語理解の促進を図るとともに、ことばによるコミュニケーション能力を高める。		
連携分野	支援の内容	連携機関	担当者	支援の評価・課題	各領域の将来展望
教育 (本校)	<ul style="list-style-type: none"> ・本児の特性に応じて指導方法を工夫し、読み、書き、計算の基礎学力の定着を図る。 ・遊びを通して、友だちや指導者とのやりとりを楽しむ、ルールや決まりが理解できるようにする。 ・指導者との会話、やりとりの中で、自分を表現できるようにする。そのため、指導者は本児の言動の意図を的確に読み取り、言語化する。 ・言語コミュニケーション能力を高めるために、通級指導教室での個別指導をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 ・小学校 ・小学校 ・通級指導教室 	<ul style="list-style-type: none"> 学級担任 学級担任 学級担任 通級指導担当 		
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的立場からの指導を求める。 ・就学に当たって多角的な見地から検討し、指導助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府専門家チーム ・南丹市就学指導委員会 	就学指導委員		
家庭 地域	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での出来事等について、親子で会話をするなど、好ましい言語環境を調整する。 ・本児の話をしっかり聞き、会話そのものを楽しむようにする。 ・学級担任と等の連携を深め、必要な指導と情報交換を行うため、定期的に懇談を持つ。 ・通学班などで地域児童との結びつきを強める。 ・学校とPTAが連携し地域・保護者等への啓発活動をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭 ・家庭 ・家庭 ・PTA地域班 ・PTA 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・家族 保護者・家族 保護者 学校通学班担当 PTA教養部 		
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的見地から、本児への配慮すべき点などについて指導、助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・花ノ木医療福祉センター 			
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援、各種支援制度等の情報を提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府南丹保健所 ・南丹市健康福祉課 	保健福祉係		

上記の支援計画を了承し、協力します。また、関係機関との相談に使用することに同意します。

平成 ×年 ×月 ×日 氏名 ×× ××× 印

中丹教育局管内

中丹地域特別支援教育体制推進事業(イメージ)

各校の通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の幼児児童生徒を含む障害のある幼児児童生徒にとって、学びやすい環境づくりへの広域連携の取組を進める。

京都府教育委員会
広域特別支援連携協議会

京都府巡回相談チームの派遣
LD、ADHD、高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する巡回相談員が要請に応じて巡回し、指導内容や方法に関する助言を行う。

中丹地域特別支援連携協議会
〔構成：教育局・各地教委・中丹養護・舞鶴養護〕

【事務局：中丹教育局】
実施事業
1. 連絡会議の開催（年間2回程度）
① 2つの地域の特別支援連携推進会議の活動内容や情報の交流
② 中丹地域の特別支援教育のあり方の検討
2. 府巡回相談チームとの連絡調整 など

綾部・福知山地域
(中丹養護学校エリア)

舞鶴地域
(舞鶴養護学校エリア)

特別支援連携推進会議
〔教育・福祉・医療関係者・保護者等で構成〕

特別支援連携推進会議
〔教育・福祉・医療関係者・保護者等で構成〕

実施事業
① 相談業務(巡回・電話等)

実施事業
① 相談業務(巡回・電話等)

綾部・福知山
相談支援チーム
〔高い専門性を有する養護・小・中・高の教員、心理学の専門家・福祉、労働機関関係者・医師等で構成〕

舞鶴相談支援チーム
〔高い専門性を有する養護・小・中・高の教員、心理学の専門家・福祉、労働機関関係者・医師等で構成〕

中丹養教育支援センター

舞鶴養トータルサポートセンター

綾部市
幼・小・中・高

福知山市
幼・小・中・高

舞鶴市
幼・小・中・高

② 研修会等の支援(講師派遣等)
③ 教材・教具の貸し出し
④ その他の事業

② 研修会等の支援(講師派遣等)
③ 教材・教具の貸し出し
④ その他の事業

中丹養護学校
0773-32-0011

舞鶴養護学校
0773-78-3133

養護学校・地域等連携推進事業により、養護学校単位の設置される組織。(京都府単費事業)

教育局と養護学校の連携

中丹教育局では、京都府立中丹養護学校、京都府立舞鶴養護学校と連携し管内の特別支援教育の推進に努めている。養護学校による保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校への巡回相談や研修支援等が行われている。

1 中丹地域特別支援連携協議会

(1) 中丹地域特別支援連携協議会

中丹地域特別支援連携協議会実施要項に基づき、年間2回の中丹地域特別支援連携協議会を開催した。京都府立中丹養護学校、京都府立舞鶴養護学校、綾部市教育委員会、福知山市教育委員会、舞鶴市教育委員会、中丹教育局で構成している。

平成18年度第1回中丹地域特別支援連携協議会は京都府立舞鶴養護学校で実施した。各市、各養護学校の取組を交流するとともに、平成17年4月に開校した京都府立舞鶴養護学校の校舎見学を行い、地域の小中学校への支援の中心となるトータルサポートセンターや最新の設備及び教育環境等について理解を深めた。

(2) 特別支援教育研修会

平成18年6月30日、京都府立中丹養護学校で特別支援教育研修会を実施した。午前中は中丹養護学校の授業参観や校舎見学を行った。午後からの上越教育大学教授（現筑波大学教授）藤原義博先生の講演には、管内の幼稚園・小学校・中学校及び府立学校の管理職・特別支援教育コーディネーター・教職員等約180名が参加し、特別支援教育の動向、特別支援教育における校内体制、連携の取り方、子どもの意欲を引き出す授業づくりについて研修を深めた。管内の幼稚園、小学校、中学校及び府立学校の教職員が同じ講演を聴き、課題を共有できたことは連携の大きな1歩となった。

2 養護学校の巡回相談との連携

養護学校の巡回相談チームに、小学校通級指導教室担当者・中学校通級指導教室担当者が委嘱された。各市教育委員会と養護学校の連携が一層推進された。

京都府立中丹養護学校

特別支援教育研修会
(コーディネーター研修会)

日時	平成18年6月30日（金） 午前9時～午後4時30分
会場	京都府立中丹養護学校
参加対象 （人数）	中丹管内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び養護学校の教職員と関係機関の職員
主催	京都府立中丹養護学校 中丹地域特別支援連携協議会
内容	公開授業 講演 演題「子どもの意欲を引き出す授業づくりと学校力を活かした地域連携の在り方」 講師：上越教育大学（現筑波大学） 教授 藤原 義博氏
申込先	京都府立中丹養護学校 0773（32）0011 中丹教育局

中丹地方小学校・中学校・高等学校等
連携会議 特別支援教育部会
「特別支援教育研修マップ」より

京都府立中丹養護学校

1 特別支援連携協議会（中丹養護学校エリアの特別支援連携推進会議）

特別支援教育の充実に向け、関係機関が連携を深め、地域内のLD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒が学びやすい環境作り、支援体制作りを進めるため特別支援連携推進会議を開催した。教育・福祉・労働・医療関係者・保護者等の計37名で構成し、障害のある子どもへの支援状況や各関係機関相互の連携のあり方について協議した。

【平成17年度特別支援連携推進会議】

- 1 日時 平成17年12月8日
- 2 内容
 - (1) 京都府における特別支援教育 京都府教育庁特別支援教育課指導主事 鋒山 智子
 - (2) 特別支援連携推進会議開催の趣旨 中丹養護学校長 矢原 守
 - (3) 中丹養護学校における特別支援教育の取組
 - (4) 発達障害者支援モデル事業について「5歳児モデル健診の取組」
京都府中丹西保健所保健室担当係長（医師） 全 有耳
 - (5) 各機関における支援内容、現状等の報告
- 3 成果と今後の方向性
 - ・ 各関係機関でできる支援や課題を共通理解し、今後必要に応じて各機関が連携を図り支援活動を行っていくことを確認した。
 - ・ 保健所で実施される5歳児健診を福祉と連携し今後どう活かすか、また、就学前の療育支援を小中学校の教育支援へどうつなげていくかが課題である。
 - ・ 保護者が構成メンバーに入ることは大切なことである。保護者も支援者の一人として安心して養育ができる環境作りや支援体制作りを推進していくことが大切である。
 - ・ 小中学校では支援体制が充実してきた。高等学校でも発達障害の生徒に対する支援について研修を進めているところである。

【平成18年度特別支援連携推進会議】

- 1 日時 平成18年6月16日
- 2 内容
 - (1) 特別支援教育推進の動きについて 京都府中丹教育局指導主事 山口 幸子
 - (2) 相談事例の報告
 - ・ 本校がかかわる事例（運動機能や運動発達等の相談、適切な進路実現のための支援）
 - ・ 通級指導教室がかかわる事例（言語性LDの疑われる児童への支援）
福知山市立昭和小学校通級指導教室教諭 奥村 康枝
 - (3) 「5歳児モデル健診」の取組について 京都府中丹西保健所保健室長 日野原恵子
 - (4) 各機関における特別支援にかかわる取組などについての交流
- 3 成果と今後の方向性
 - ・ 就学前、小学校、養護学校での支援の取組の理解・啓発の機会になった。
 - ・ 中学校では通級指導教室の体制作り、機能の発揮、高等学校では不登校生徒の進級、卒業に向けての指導・支援が課題である。
 - ・ 今後、労働関係機関への理解・連携をさらに深め、個別の移行支援計画を策定・活用することにより、学校卒業後も安心した生活が送れるようにしていく必要がある。

2 地域支援（相談支援、研修支援等）の実施状況

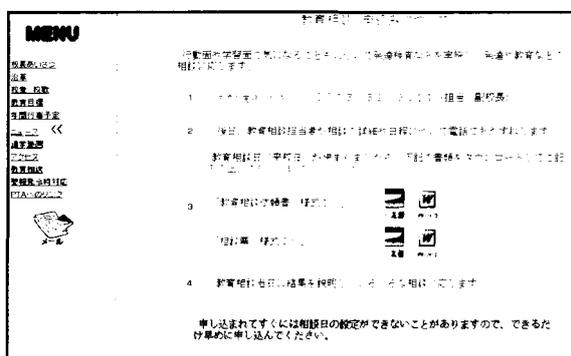
(1) 相談支援

ア 外来相談

- ・ 教育相談対象は知的障害のある幼児児童生徒が主であるが、最近では中丹西保健所5歳児健診後のフォローアップの役割を担ったり、高校生の相談も実施したりするようになり、軽度発達障害のケースが増えてきている。
- ・ 検査は時間的にも精神的にも負担をかけないように配慮している。
- ・ 保護者や担任の前で検査することで、検査の様子から対象児の実態や適切なかわりを汲み取ってもらうようにしている。
- ・ 検査直後に、対象児の発達の様子や認知特性を確認し、対象児への肯定感を持てるように配慮しながら保護者や担任に課題や手だてをできるだけ明確に伝えるようにしている。検査結果は、後日学校や園へ文書で報告しているが、必要に応じて検査後の巡回相談を実施している。
- ・ 専門家チームの助言を得たり、医療機関への紹介をしたりすることで、適切な支援につながったケースがある。

イ 巡回相談

- ・ 地域からの要請を受けて、小中学校・高等学校への巡回教育相談を実施している。特に高等学校に対する教育相談は個に応じた指導の必要性を啓発する機会にもなり、他の生徒への指導に対する波及効果も期待される。
- ・ 福知山市・綾部市就学指導委員会のメンバーとして教育相談を行い、適切な就学につながるようなアドバイスを行うとともに、養護学校の教育に対する理解啓発も図っている。



※ 中丹養護学校のHPに教育相談の流れや手続きについて載せています。

- ウ からだの相談（外来巡回相談）・・・自立活動「からだの指導」担当者で行っている。
- ・ 年間を通して継続観察指導をしている。（月1回～半年1回）
- ・ 園や学校・家庭での様子を聞くとともに、運動機能や日常生活動作などについて指導助言を行っている。また、対象児童生徒にからだの指導を実施するとともに、家庭や園
- ・ 学校が継続して取り組む内容について保護者や担任に指導している。さらに、必要に応じて園や学校へ行き指導支援を行っている。
- ・ 綾部市在宅重症心身障害児者機能訓練教室（「れいんぼうの会」）の講師（トレーナー）として、毎月1回（第4水曜日午後）指導している。

(2) 研修支援

研修支援として次のような講演を実施した。

「自閉症児の理解と対応」、「軽度発達障害について」、「障害児学級の教材について」、「自閉症・肢体障害児の教育」、「特別支援教育について」、「3歳児4歳児の子育て」

京都府立舞鶴養護学校

1 トータルサポートセンターについて

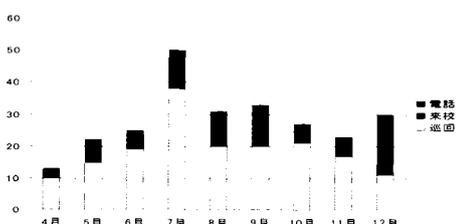
舞鶴養護学校では、京都府で初めて特別支援教育トータルサポートセンターを設置し、舞鶴市における特別支援教育のセンター的な役割を果たすために、教育相談、研究会への講師派遣、研修講座の開催、教材教具に関する相談と貸し出し、地域生活支援の相談、障害児(者)ボランティア養成等9つの相談・支援を実施している。

トータルサポートセンターの特徴としては次のようなことがあげられる。

- ・ 専任のスタッフを配置し、学校組織とは一定の独立性を持たせている。
- ・ 専用室を設置し、常時、教育相談の受け付け及び実施が可能である。
- ・ 相談は電話等により直接申し込み、主訴により本校コーディネーターが相談スタッフを決め、日程調整を行った後、相談申請書を本校及び舞鶴市教育委員会に提出し実施というシステムをとっている。
- ・ 舞鶴市の通級指導教室担当と本校スタッフが協働し、複数のスタッフによって巡回教育相談を実施している。
- ・ 開設当初から、保育所や幼稚園を支援対象に含めている。

2 教育相談・支援の実施状況

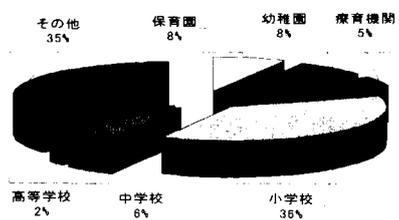
(1) 月別支援延件数



支援件数は昨年度より増加しており、4月を除いて月20～30件実施し、12月末現在で延支援件数は254件に達している。

相談延件数の内訳は巡回相談が最も多く、就学・進学に関する相談が多かった12月を除いて各月60%以上になっている。

(2) 校種別支援件数

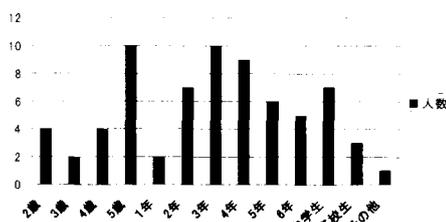


小学校が最も多く、90%の小学校に相談・支援を実施し、延件数は100件を超えている。そのうち、通常学級に在籍する児童の相談が70%以上を占める。

保育所や幼稚園の支援は増加しており、全体の支援件数の20%に達している。

中学校や高校は少ない。

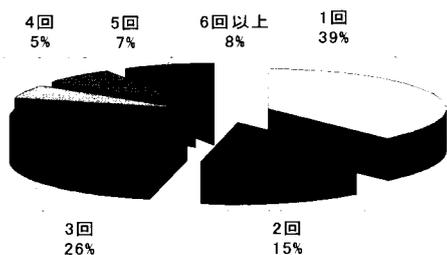
(3) 相談ケースの年齢



保育所や幼稚園では早い段階からの「気づき」が進み、2歳・3歳代からの相談がある。また、小学校入学に向けて就学児の相談が多い。

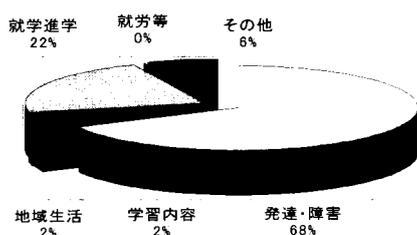
小学校では学習面や行動面での困難さが顕著になる中学年の相談が多い。

(4) 相談回数の内訳



相談ケースの約60%は継続相談を実施している。行動観察を行った後、必要に応じて検査を実施し、担任や保護者に結果の報告や有効な支援についてケース会議を行うなど、充実した体制で継続的で丁寧な教育相談を実施している。

(5) 主たる相談内容

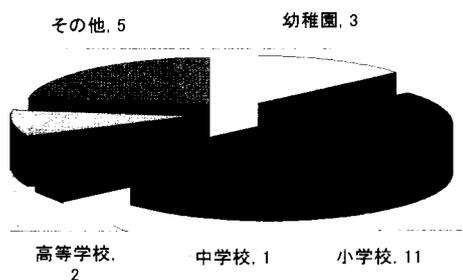


相談内容は、発達や障害についてが最も多く、70%を占める。

保育所や幼稚園では、発達や障害についての理解や支援について、保護者を含めた相談が多かった。

小・中学校では、行動面や社会性の面で困難さがある児童・生徒のアセスメントや支援についての相談が多く、支援内容を担任やコーディネーターとともに明らかにしてきた。

(6) 研修支援



研修支援は昨年度より倍増し、29件実施している。小学校が半数を占め、アセスメント票や個別の指導計画の作成、事例研究など具体的な内容が増えてきている。

高校からは継続的な研修依頼がある。

その他としては、公民館や保健センター保健所等の保護者や一般市民を対象とした研修支援も行っている。

3 まとめ

外部に独立した形で特別支援教育トータルサポートセンターを設置し、専任のスタッフを配置して活動をしてきたことで、相談窓口の明確化・迅速な対応・相談支援の常時実施が可能となり、関係機関との連携が広がってきている。また、養護学校の専門性が認知され、巡回校や支援件数が増加し障害児者の理解や支援が広がりつつあるとともに、舞鶴市における特別支援教育体制推進の機運の高まりがみられ、特別支援教育のセンター的な役割を一定果たしてきたと考えられる。

今後は、特別支援教育のネットワークの構築をさらに進めるとともに、校内委員会やコーディネーターの機能化への支援、専門性と資質の向上を図るために事例研究など研修講座を継続的に行うことなどが課題である。

巡回相談・専門家チームによる支援を校内で活用

各市教育委員会と養護学校の連携のもとで巡回相談の活用が広がっている。巡回相談の継続活用により効果が上がっている。専門家チームの指導助言の後、校内委員会等で協議し「個別の指導計画」を評価・改善して指導を行うことにより大きな成果がみられた。

校内委員会と特別支援教育コーディネーターの機能充実

校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置づけは全ての小中学校で整備された。京都府総合教育センターが主催する「特別支援教育コーディネータースキルアップ講座」が管内小学校で開催され、授業を通じた具体的な支援の在り方や特別支援教育コーディネーターが中心となった校内体制づくりについて研修を深めた。

特別支援教育充実事業の非常勤講師を活用した校内体制の充実

平成18年度管内14校に特別支援教育の充実に係る非常勤講師を配置した。各校が特別支援教育コーディネーターを中心として校内体制を整備し、通常学級におけるLD、ADHD等の発達障害のある児童生徒の学習面・生活面の困難を改善する取組を促進するため、「管内特別支援教育に係る非常勤講師設置校等会議」を開催した。

平成18年度管内特別支援教育に係る非常勤講師設置校等会議	
1 日 時	平成18年5月2日(火) 午後2時30分から午後4時30分まで
2 参加対象	特別支援教育に係る非常勤講師配置校長 特別支援教育に係る非常勤講師配置校特別支援教育コーディネーター 小学校通級指導教室加配教諭(各校1名) 中学校通級指導教室加配教諭 各市教育委員会担当指導主事及び担当者
3 内 容	(1) 事業説明 (2) 研修「特別支援教育体制の推進について」 京都府教育庁指導部特別支援教育課指導主事 鋒山 智子 京都府中丹教育局指導主事 山口 幸子

非常勤講師配置校については、月1回～2回定期的にまたは必要に応じて校内委員会や特別支援委員会等を開催し、特別支援教育コーディネーターを中心にしてチームとして支援する体制を整備している。対象児童への支援を、担任配慮、学年会対応、校内支援体制の3段階で行ったり、校内サポートチームや支援チームを立ち上げて、校内におけるチームによる支援体制を整えたりして非常勤講師の活用を図っている事例もある。

非常勤講師の活用状況については、特別支援教室での取り出し指導、在籍学級でのティームティーチング、個別支援、特別支援教育コーディネーターの相談活動の後補充、指導の記録作成、休憩時間や掃除の時間の支援等がみられた。個別の指導計画は全ての配置校で作成しPDCAのサイクルによる指導、評価、改善の取組を行った。

中学校通級指導教室（LD・ADHD等）の設置と運用

支援が必要な生徒の実態把握を行い個別の支援を推進している。支援が必要な生徒には、学習指導のほかにソーシャルスキルを育てるためにカード、ボードゲーム、トランプ遊び、挨拶の練習などを行いコミュニケーションのとり方について指導する取組がみられた。また、支援が必要な生徒が自教室で学ぶときに、チームティーチングの形態で個別支援を行ったり、放課後補充学習の支援を行ったりする取組もみられた。担任に対しては学級における指導上の配慮・工夫等の助言や相談を行い学級での支援に生かすとともに、個別の指導計画を作成し検証を行っている。保護者との教育相談、養護学校の巡回相談、市での教育相談等の相談活動に取り組んだ。

校内研修を積極的に推進し、「軽度発達障害について」「特別な支援を必要とする生徒への対応のポイント」「特別支援教育の動向」「アセスメント票・個別の指導計画の書き方」「『特別支援教育推進ガイド』のポイント」「特別な支援を必要とする生徒への実践事例」等の研修を行い、校内の特別支援教育を推進している。また、「啓発文書」を作成し保護者への啓発に努めている。

小学校通級指導教室とは、「教室環境の整備」「検査の仕方」等について随時連携をとりながら、支援の充実の方策について検討している。

保育園・幼稚園での実践

各市では幼児の相談活動を実施している。幼児期から学童期に向けてスムーズな就学ができるよう相談活動を進めるとともに、保護者と相談しながら幼稚園・保育所（園）と小学校が連携し入学に向けての支援を行っている。幼児の支援については、保護者との相談をもとに一人一人の教育的ニーズに応じた教育相談を行い、巡回相談チームや京都府専門家チーム等の活用も考慮しながら支援の在り方を検討している。養護学校の相談や支援の状況では、保育所（園）・幼稚園の活用が増加している。

管内では、中丹地域幼稚園・保育園・小学校連携推進会議を開催し、幼稚園、保育所（園）、小学校の連携の在り方について協議をするとともに、5歳児モデル健診について研修を行った。

平成18年度第1回中丹地域幼稚園・保育園・小学校連携推進会議			
1	日時	平成18年11月9日（木） 午後2時30分から午後4時30分まで	
2	参加者	各市幼稚園長、保育園長、小学校長各1名 私立幼稚園協議会長、各市教育委員会担当指導主事 京都府中丹東保健所担当者、京都府中丹西保健所担当者	
3	内容	(1) 課題提起 ア 管内の幼保小連携について 京都府中丹教育局指導主事 山口 幸子 イ 幼小連携について 福知山市立大正幼稚園長 上田みどり ウ 5歳児モデル健診について 京都府中丹西保健所保健室長 日野原恵子 (2) 研究協議	

市町村独自のシステム、療育施設・保健福祉部局との連携

各市では独自のシステムを構築し、幼児児童生徒の支援を行っている。京都府中丹西保健所と福知山市では、5歳児モデル健診事業を実施している。

1 5歳児モデル健診事業 京都府中丹西保健所 福知山市

-はじめに-

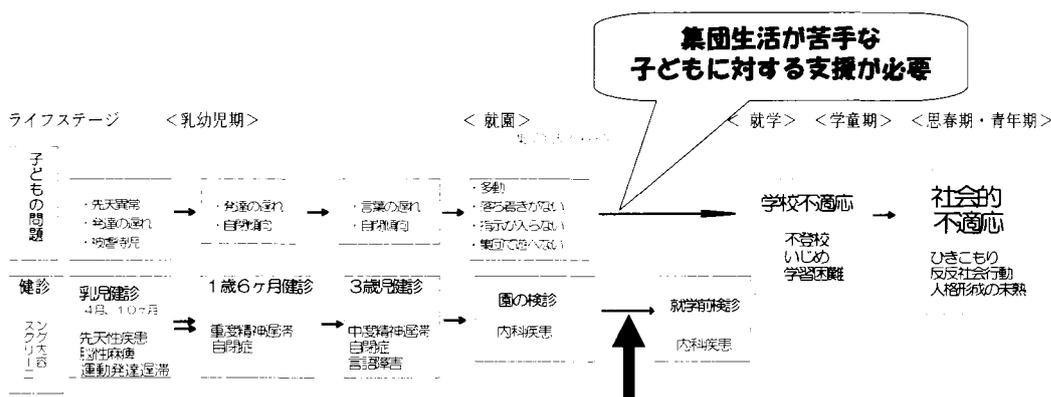
平成16年度に中丹西保健所が福知山市（旧3町を含む）の幼稚園・保育園の幼稚園教諭、保育士及び保護者の協力を得て行った「就学前子育てアンケート」の結果から、幼児期後半に発達課題をもつ保護者の育児不安の強さと、発達相談事業へのニーズの高さ及び保育現場への支援の必要性が明らかとなった。一方で、現行の乳幼児健診システムは3歳児健診が最終であり、幼児期後半の集団生活で初めて明らかとなる発達障害を含む集団生活への不適応については、内科検診が中心の園の検診では発見が難しく、具体的な支援のないまま就学後に不適応を来す例も少なくない。また、教育現場では特別支援教育体制の整備が進み、平成17年4月には発達障害者支援法が施行された。

これらを受けて当保健所では福知山市と協働で、幼児期後半に集団生活上の不適応に対し支援が必要な児の早期発見とその支援体制の確立を目指し、平成17年度よりモデル的に5歳児健診事業を実施している。

-5歳児健診とその目的-

現行の乳幼児健診システムと5歳児健診の目的を示す。

現在の乳幼児健診



5歳児モデル健診の目的

- 1 乳幼児期の子育てを振り返り、育児不安を軽減するとともに、親子で楽しく就学期を迎える準備を始める契機とする。
- 2 子どもに対する理解を深め、軽度発達障害や種々の要因による集団不適応などの発達上の課題に対し、保護者と保育者が共通理解の基に、個別のおよび集団的援助によって子どもが持てる力を十分に発揮できるように養育環境を整える。

ー健診の流れー

平成18年度は福知山市内の7ヶ所（三和町は3園を1ヶ所で実施）のモデル園で実施した。

健診の内容

- ・担任の先生への問診
- ・保護者への問診
- ・医師の診察
- ・集団の観察

18年度 健診の流れ

対象 7カ所のモデル保育園4歳児クラス・幼稚園年中組園児 約180名

スタッフ 保育士、保健師、医師（園医・小児科医）、家庭相談員、心理士

実施手順 保護者説明会等：8～9月、保護者用問診票配布

担任保育士用問診票事前配布回収

健診（保育観察、診察）：8～11月

各園でのカンファレンス（健診結果まとめ）

結果返し（紙面または面談）

- 1 会話、対人関係
- 2 器用さ（協調運動）
- 3 運動企画力
- 4 平衡機能
- 5 概念の発達
- 6 行動統制力
- 7 その他

必要に応じて発達クリニック、医療機関紹介
育児相談、ほめ方教室、遊び方教室、保育への助言
保護者カウンセリング、教育相談

結果返しは文書で行い、後日園で保護者、園の先生及びスタッフと面接の機会をもち、育児面の相談や今後必要な支援についての相談を行う。



健診の様子

ー健診後の支援ー

- ①集団が苦手な児への支援：発達クリニックや医療・療育機関への紹介
ソーシャルスキルの獲得を目指した遊び方教室の開催
園での発達支援として保育への助言
- ②保護者への支援：育児相談、教育相談、カウンセリング
希望者にペアレントトレーニング（ほめ方教室）
- ③保育者への支援：研修の機会の確保、現場における対応方法の助言（園巡回）

ー就学に向けての支援・・・教育への架け橋ー

平成18年度は前年度受診児のフォロー及び就学に向けての支援も行っている。
保護者を中心として子どもの特性や支援のポイントが就学後も継続していかされるシステムづくりに向けて、今後も取組を継続する予定である。

2 就学に向ける取組

福知山市

(1) 5歳児モデル健診事業との連携《今年度新規》

京都府の発達障害者支援体制整備事業として、中丹西保健所において実施された5歳児モデル健診を受けて就学へのつなぎを検討した。本事業では、保護者が自ら主体的に就学に向けて働きかけることを基本とするため、小学校で何らかの支援をして欲しいと思われる保護者には、就学時健診時に「申出書」(参考資料)の提出をきっかけとして小学校と保護者、保育園・幼稚園との就学に向けた連携が取れるようにした。この申出書により、小学校との間で早期から就学に向けた連携が図れつつある事で一定の成果はみえたが、5歳児健診がモデル事業で全就学予定児の15%(17年度)、30%(18年度)のみの実施であり、全市的な実施については未定である。この現状を踏まえ、来年度は5歳児健診の実施の有無にかかわらず保育園・幼稚園と小学校との間で保護者とともに就学に向けての早期からの支援連携を図るための取組を検討している。

(2) 学校見学会

就学予定児の保護者を対象に6月に学校見学会を実施している。学校の見学を通して、小学校生活のイメージを持っていただくとともに、小学校入学までに家庭でつけておいてほしい力について学校から説明している。

参考資料

小学校長様

平成 年 月 日

平成19年度入学前のお知らせとお願い

子どもが平成19年度より御小学校へ入学する予定ですが、下記のことについて心配しておりますので、入学までにあらかじめお知らせしめずとも、入学後の御配慮について、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、必要に応じて保育園や幼稚園へ連携していただくことに同意します。

集団の中に入れるか気になるところがあります

その他

保育園や幼稚園と連携を取ってほしい

できれば入学前に学校の先生と出たい

知ってもらっただけで、詳しくは春の家庭訪問のときでよい

入学児童名	
生年月日	
保護者氏名	印
住 所	福知山市
電 話 番 号	
通 園 先	

(3) 障害児学級見学会

毎年10月に障害児学級を設置している小中学校で一斉に障害児学級見学会を実施している。各保育園・幼稚園及び小・中学校へ見学会開催を案内し、保護者に障害児学級での学習・支援の様子を知っていただく機会を設けている。見学会の内容は、授業参観、障害児学級についての説明、希望により個別の相談を行っているところが多い。

小学校で適切な配慮・支援を行うため、就学時健診時に保護者から主体的に申し出てもらい、関係者の連携を図る際に使用した。

(4) 支援連携チーム

学校・園で支援が必要だと思われる子どもについて、学校・園・保護者からの申出により、教育相談員・臨床心理士・指導主事・通級指導教室教諭がサポートチームを組み、行動観察・検査等の実態把握を実施、学校・園とともに該当児のアセスメントを行い個別の指導計画の作成→実践→評価→修正等の PDCA にかかわる。また、就学へのつなぎに際して園と学校との連携強化への支援も行う。

就学に向けての支援は、保育園・幼稚園との早期からの連携が重要で、本市ではそのための福祉・医療等との連携体制システム作りを現在行っている状況である。19年度に向けて更に支援連携が強化できるよう体制の変更を検討しているところである。

3 中丹地方小学校・中学校・高等学校等連携会議

中丹地方小学校・中学校・高等学校等連携会議は、中丹地方の公立の小学校、中学校及び高等学校（府立養護学校を含む）が、連携と交流をすることによって児童生徒の学力の充実と向上、豊かな心の育成を図ることを目的としている。連携会議は、中丹地方の公立小学校、中学校、高等学校等の校長で組織し、専門部の一つとして特別支援教育部会を設置している。

平成 17 年 4 月には、「発達障害者支援法」が施行され、12 月には中央教育審議会の答申が出される中で、連携会議特別支援教育部会では京都府中丹西保健所長 弓削マリ子様に講演をしていただいた。特別支援教育の推進について校種間の連携、教育と福祉部局の連携が一層必要である。

平成 17 年度中丹地方小学校・中学校・高等学校等連携会議

- 総会（年間 2 回開催）
第 2 回総会 特別報告 京都府中丹養護学校長 矢原 守
- 特別支援教育部会（年間 2 回開催）
第 2 回専門部会 講演 「発達障害者支援モデル健診について」
京都府中丹西保健所長 弓削マリ子

平成 18 年度中丹地方小学校・中学校・高等学校等連携会議

- 総会（年間 2 回開催）
- 特別支援教育部会（年間 2 回開催）
 - ・ 小学校、中学校、高等学校、養護学校の取組の交流
 - ・ 研修マップの作成と配布
(中丹養護学校・舞鶴養護学校・各市の研修の日時、会場、参加対象、主催、内容、申込先の一覧表)

保護者や地域社会の理解、啓発

地域連携の研修会を通して

京都府立中丹養護学校

1 特別支援教育地域連携研修会

次の3つの研修会を企画し、地域に参加を呼びかけ、学校等の専門性の向上を図る。

- (1) 「地域で主体的に生きる力を育てる」(6月30日) 上越教育大学 藤原義博氏
- (2) 「LD、ADHD、高機能広汎性発達障害等の言語・コミュニケーションにおけるつまずきとその援助」(9月13日) 大阪府立大学人間社会学部 里見恵子氏
- (3) 「広汎性発達障害児等の受け止めと具体的な手立てについて」(12月26日) 京都大学医療技術短期大学部作業療法学科 加藤寿宏氏

2 発達障害者支援研修会(2月23日)

京都府中丹西保健所と京都府立中丹養護学校地域連携協議会との共催で、関係者や府民に5歳児健診を中心とする早期発見、早期支援の重要性の普及啓発を図る。

「軽度発達障害児に対する気づきと支援 ～ライフステージ全体から見る大切さ～」

鳥取大学教授 小枝達也氏

3 PTA特別支援教育研修会(10月17日)

「自閉症の理解と支援 ～バリアフリーな社会を目指して～」

社会福祉法人北摂杉の子会「萩の森」施設長 松上利男氏

4 その他

本校教育に対する理解を深め、地域のセンターとして学校等の教育的ニーズに応える。

学校見学会(6月6日)、就学指導研究会(10月3日)、体験入学(10～12月)等

特別支援教育についての研修講座及びセミナーを通して

京都府立舞鶴養護学校

特別支援教育についての研修講座及びセミナーを5回実施し、舞鶴市の外に京都府北部からも受講者があり、延べ500名を超える保護者や一般市民、教職員に研修支援を行った。

1回目は、WISC-III知能検査法について、2日間研修を実施した。

2回目は、京都府教育委員会指導主事の鋒山智子先生に、「特別支援教育体制と一人一人のニーズに基づく指導・支援について」という演題で講演していただいた。養護学校のセンター的機能や校内委員会や重層的な支援システムの活用など、特別支援教育の推進について多面的に講演していただいた。

3回目は、有賀やよい先生に、精神科医の立場から「特別支援教育の進展の中で見えてきたこと」という演題で講演をしていただいた。特別支援教育の対象となる子どもたちの精神医学的診断と障害や心理特性、生活年齢と発達年齢に応じた支援や学校と保護者との連携の進め方について

て事例を通して具体的に講演していただいた。

4 回目は、小田浩伸先生に、「特別支援教育の進展と課題」という演題で講演をしていただいた。特別支援教育の制度から校内委員会やコーディネーターの役割、発達障害と支援まで、事例を通じた具体的な支援は大変分かりやすかった。

5 回目は、社会福祉法人みずなぎ学園の福谷寿子氏と障害者就業・生活支援センターわかばの和田和憲氏に、「みずなぎ学園における就労移行支援について」という演題で講演していただいた。就労移行支援に向けた具体的な取組の中で、就労先の企業に職員が実際に入りこんで一緒に働かれるなど支援者としての姿勢や、就労に向けて必要な力など学校での取組について多くの提起をしていただいた。

5 回の研修講座及びセミナーは、ともに特別支援教育の基本から具体的な支援まで広い講演内容で、今後の取組について多くの示唆を得ることができ有意義な研修だった。

ボランティア養成講座を7・8月に2回実施した。特別支援教育、養護学校の教育課程や教育内容、障害の理解、肢体障害児者の介助の方法、障害児者の余暇とレクリエーション活動、体験講話など6講座を1日間実施した。高校生から70代まで幅広い年代の受講者があり、その後、地域や養護学校のボランティア活動に積極的に参加されている。

このように研修講座やセミナーの実施、ボランティア養成講座等の活動を行うことにより、特別支援教育及び体制推進の理解・啓発につながっている。

保護者の感想

- * 子どもに応じた支援は平等ということばが本当に必要だと思いました。これから就学にあたり、親の勉強がまだまだ必要だと思いました。いろいろなところと協力してよい道を考えています。
- * ちょうど来年から小学校なのでとても理解しやすい説明でありがとうございました。少しでも子どものためになればよいと思い、家庭で役立つことを実行していきたいです。
- * 特別支援教育についての講義は2回目です。とても分かりやすく話していただきありがとうございます。理想的な内容だと思いますが、現場がついて行けるのか心配です。
- * アスペルガーについてよく分かる話でした。具体的な支援について理解できました。今後も定期的にセミナーを開いてください。
- * 初めて参加させていただきました。支援教育の分類の多さに驚きました。また、接し方も難しいと感じました。一度でも、話を聞いた者は多少の理解はできますが、外で出会った場合初めての者は困ることが多いと思いました。
- * 今日詳しく特別支援教育の展開と課題について聞かせていただき、教育現場が障害を持つ子どもたちにとって大きく変わることが本当にすごいと思いました。「みんなちがって、みんないい」という一人一人が皆すばらしい可能性を持っているんだと見れる教育者がどんどんできてほしい。具体的ですばらしい内容でした。ありがとうございます。

丹後教育局管内

1 教育局と養護学校の連携

(1) はじめに

丹後教育局と与謝の海養護学校の担当者が必要に応じて随時打合せを行い、緊密に連携を取りながら各事業を実施

(2) 特別支援連携協議会の開催状況

ア 平成18年8月21日に第2回丹後教育局管内特別支援連携協議会を与謝の海養護学校を会場に開催

イ 教育、福祉、労働、医療、保健の関係者35名の参加

ウ 各分野の取組状況を報告・交流し、お互いの現状の共通理解を促進

エ 来年度は分野別の連携協議会を計画し、地域での具体的な連携の在り方、支援ネットワークの構築を進めていくことを検討

※ 例：医療・教育分野～乳幼児検診から就学までの継続した支援 「個別の支援計画」の活用、労働・福祉分野～卒業後の就労支援 「移行支援計画」の活用

(3) 巡回相談の実施状況

ア 巡回相談の活性化の手立て

(ア) 教育局から「巡回教育相談の流れと申込み手順について」のリーフレットを各教育委員会、幼稚園、小中学校に配布し、周知を図ったことで、昨年度以上に相談件数が増加

イ 相談の状況

(ア) 障害理解についての研修支援（講師の派遣）を行った校園から巡回相談や来校相談の依頼があり、具体的な支援に繋がるなど、特徴的な相談ケースの増加(保育園、高等学校等から)

(イ) 今年度は与謝の海養護学校の教育相談チームと地域巡回相談チーム（通級指導教室担当者）が共同して巡回教育相談を実施

(ウ) 巡回先の各校園の状況を踏まえながらより適切なアドバイスと通級指導教室の担当者が日常的に継続した支援を行える方向で実施

ウ 来年度の巡回相談の方向性

(ア) 保健所との連携を強化し、地域巡回相談チームへ保健師の参画を要請し、就学前の教育相談の充実を構想

(イ) 高等学校との連携を更に強化し教育相談の充実を構想

(4) 支援地域内での事業実施状況

ア 地域開放講座

(ア) 「地域を結ぶ公開研究会」を8月25日に与謝野町の知遊館で開催

(イ) 「今後の特別支援教育」「地域連携の現状と課題」の報告と、有賀やよい先生の講演「LD、ADHD等軽度発達障害の理解と支援」を内容として実施

(ウ) 教育関係者のみならず福祉・保健関係者も含め206名の参加があり、好評

イ 巡回相談員のスキルアップ研修(※詳細は別紙)

(ア) 来年度は各学期に研修会を予定しスキルアップを図ると共にその内1回は各校のコー

ディネーター等を含む拡大した研修会とし校内委員会の機能充実も図る予定

(5) 平成19年度以降の予定

- ア 保健所との連携を強め就学前の幼児への相談活動を充実し、早期からの継続した支援につなげていく予定
- イ 通級指導教室との連携を密にし、巡回教育相談を日常的な継続した支援につなげていく予定

2 巡回相談・専門家チームによる支援の校内での活用

(1) 巡回相談による支援の活用例

- ア 継続した巡回相談の活用例
 - (ア) 年度の早い段階の巡回相談活用による助言を踏まえた指導と一定期間を経ての再度の巡回相談活用による指導の検証
 - (イ) 校内での定期的な巡回相談の計画による継続相談
- イ 中学校での多様な相談員による巡回相談の活用例
 - (ア) 地域の通級担当(相談員)、中学校通級担当(相談員)、養護学校相談員による多面的な支援への助言
- ウ 保小連携による巡回相談活用例
 - (ア) 入学前の保育園と小学校との連携会議での実態把握を踏まえた入学の早い段階での巡回相談の活用
- エ 通級指導担当との連携による巡回相談活用例
 - (ア) 他校通級での指導の内容を事前の相談資料として活用した巡回相談での助言

(2) 専門家チームによる支援の活用例

- ア 管内巡回相談を踏まえての専門家チーム活用例
 - (ア) 巡回相談後の指導や支援によって新たに明らかになった課題の指導助言を活用
 - ・ より具体的な支援の手立てを校内で作成し、指導
 - (イ) 専門家チームでの検討を基に再び巡回相談チームへつなぐという継続的な活用
- イ 管内巡回相談と専門家チームへの相談を振り分けての活用例
 - (ア) 校内での支援の状況等を踏まえ、個に応じて活用を分けて相談し、指導助言を校内支援の修正に活用
- ウ 非常勤講師配置校の活用例
 - (ア) 加配の動きを含む指導や支援についての指導助言を活用
 - ・ 個別の指導計画の指導助言を踏まえた修正
 - ・ 指導上の配慮事項の全教職員での共通理解
- エ 専門家チームとケースカンファレンスの組み合わせによる活用例
 - (ア) 専門家チームでの指導助言に加えて巡回相談員によるケース検討での指導助言も合わせて校内の支援に活用

(3) 管内巡回相談の当日の基本的な流れと相談結果報告書の内容

- ア 巡回相談の流れ
 - (ア) 相談員と当該校のコーディネーターの打ち合わせ(約20分間)
 - ・ 事前に送付した相談票、アセスメント票を持参

- ◎ コーディネーター：ケースの説明 ◎ 相談員：主訴の整理と参観の視点の整理
- (イ) 授業参観（45～50 分間）
 - ・ できれば主訴の状況がよくでている授業の参観
- (ウ) 相談員の打ち合わせ（約 20 分間）
 - ・ 相談の視点の整理、指導仮説の整理
- (エ) 相談（約 1 時間）
 - ・ 進行は当該校の校内委員会（コーディネーター）が担当
 - ・ 相談の例：最近の様子（担任等）→相談員から→質疑応答
 - ・ 保護者の希望がある場合は保護者との相談も計画
 - ・ 相談員は指導仮説につながるヒントの紹介
- ◎ 後日校内委員会で懇談内容を整理し、具体的な指導仮説をたて実践

イ 相談結果の報告

- (ア) 与謝の海養護学校より、当該校に相談結果報告書を送付
 - ・ 巡回相談員による検討を経て作成

(イ) 相談結果報告書の概要

- ①対象児童生徒(学校名、学年又は年齢、氏名) ②巡回教育相談日時(○時から△時まで)
- ③主訴 ④参観時の様子 ⑤相談～最近の様子(学校、家庭、医療等) ⑥アドバイス等

(4) 今後の巡回相談等の活用の課題

ア より積極的な活用を進める上での担当側の課題

- (ア) 個別の指導計画の作成支援など具体的な各校園の体制推進状況に応じた対応と具体的な手立て等の指導助言
- (イ) 巡回後の継続相談へつなげる動きの確立
- (ウ) 研修会等での積極的な啓発

イ 積極的な活用のための学校体制上の課題

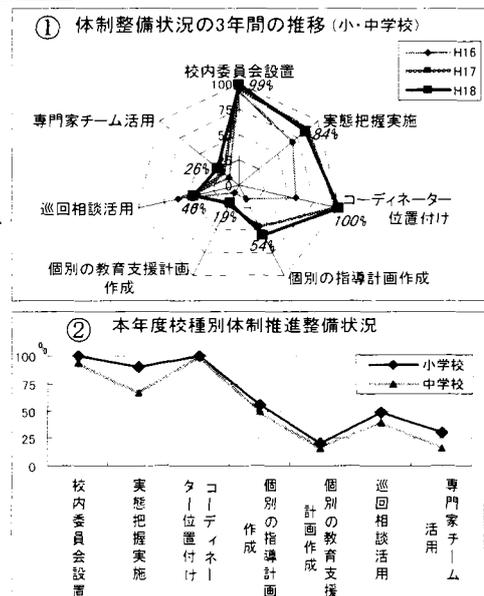
- (ア) 適切な対応のための継続した支援への意識（個別の指導計画作成による指導の充実）
- (イ) 校内研修等による個々の教職員の活用への意識

3 校内委員会と特別支援教育コーディネーターの機能充実

(1) 体制整備の状況及び個別の指導計画作成等による支援の状況

- ア 実態把握の実施が依然やや低い傾向だが、体制の整備は完了
- イ 個別の指導計画を作成する学校は増加しているが、個別の教育支援計画作成につながらない現状
- ウ 外部関係機関等を活用して支援をしていく意識の弱さ
- エ 中学校での特別支援教育の視点での実態把握の促進(生徒指導と関連した啓発等の工夫)が必要

※ ①と②の調査による個別の指導計画作成等の割合については、該当児童等がないと回答した学校も含めた数字



オ 小学校では該当児童を把握している学校の9割以上が個別の指導計画を作成して指導

カ 中学校では特別な支援が必要と把握しつつも個別の指導計画作成による指導につながらない傾向

キ 幼稚園においては実態把握を含めた体制整備を早急に進めていく必要

ク 校内コーディネーターの分掌等の特性を生かした校内委員会の活性化の視点が必要

コ コーディネーター講座修了者の校内委員会等でのより積極的な活用が必要

(2) 巡回相談員のスキルアップのための研修

ア 相談員の構成と役割

(ア) 合併前の1市10町の地域に各1名ずつの通級指導担当教員と中学校通級指導担当教員を巡回相談員として委嘱し、与謝の海養護学校の巡回相談員等と共同して実施

- ・ 各地域の特別支援教育のリーダーとしての役割を期待

イ 第1回研修会内容

(ア) 概要説明（特別支援教育課指導主事、教育局担当指導主事、養護学校担当主事）

- ・ 本年度の府の特別支援教育体制推進事業等について

(イ) 事例検討

- ・ 本年度の巡回相談事例及び専門家チーム会議事例の検討

(ウ) 意見交流

- ・ 交流テーマ「今後の巡回相談のあり方と特別支援教育の充実について」

ウ 第2回研修会内容（予定）

(ア) 研究協議（班別）

- ・ 巡回相談員に必要な知識・技能について－演習形式で－

(イ) 研究協議（全体）

- ・ 特別な配慮を要する児童生徒への支援の充実ために巡回相談の担う役割

－課題を明らかにし、その克服のために巡回相談等で何ができるかを共通理解する－

(3) コーディネーター講座修了者のスキルアップ研修

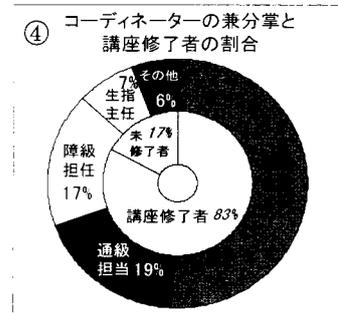
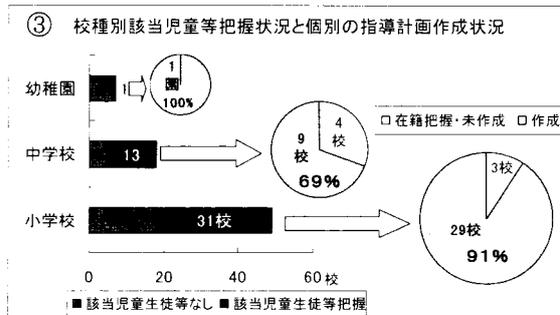
ア 研修内容

(ア) 事前の指導の経過等の説明

(イ) 配慮を要する児童の在籍する学級の授業参観

(ウ) 実践発表及び研究協議

(エ) 指導助言



4 特別支援教育充実事業の非常勤講師を活用した校内体制充実

(1) 小学校における活用例

ア 障害児学級がなく、通級指導担当も自校にいない学校での活用例

(7) 非常勤講師の動き

- ・ 校内委員会にも時間を調整して出席
- ・ 週案を利用した毎日の行動等の記録と、月ごとにまとめて担任との打合せや校内委員会の資料として活用
- ・ 個別の指導に加えて、担任との T.T. による指導も実施（状況等に応じて、担任が個別に関わり、加配が T₁ として指導）

(4) 専門性を持つ教員の活用状況及び校内委員会の動き

- ・ 毎週 1 回コーディネーターと担任、非常勤講師、生指担当、校長か教頭が入って校内委員会を実施
- ・ 校内委員会等での検討内容を踏まえて、月 1 回（第 3 水）、研修として配慮を要する児童の状況と指導について交流を実施
- ・ 教育相談部会（管理職、低・中・高担当、該当学級担任）でも並行して検討

イ 障害児学級のある学校での活用例

(7) 非常勤講師の動き

- ・ 月曜日に校内委員会を毎週開催、非常勤講師も入って、先週 1 週間の状況等の把握と今週の指導の方向性や手立て等を確認
- ・ 支援の中心となる児童は、個別指導を嫌うので、算数等を中心に T.T. という形で時間を調整しながら可能な範囲で指導に参加
- ・ 医療機関への相談のための後補充としても活用

(4) 専門性を持つ教員の活用状況及び校内委員会の動き

- ・ 校長、コーディネーターと低・中・高学年の代表の担任、非常勤講師で会議を持ち、検討内容を職員会議や校内研修等でも交流し合うことで、全教職員で一致した動きができる体制を構築
- ・ 就学指導委員会からの報告等で入学する児童の様子を、入学前から参観等で実態把握し、支援について校内委員会を中心に検討
- ・ 管内巡回教育相談の活用による、指導の手だての再検討
- ・ コーディネーター講座の修了者である学級担任をコーディネーターに指名し、担任という立場で該当児童の在籍する担任にも意欲的に指導助言等の支援を実施

ウ 障害児学級があり、通級指導担当も自校にいる学校での活用例

(7) 非常勤講師の動き

- ・ 支援が必要と考える児童にしっかりと対応はするけれども、少数の困難な児童だけへの対応にならないよう、校長からの指導をうけながら活動
- ・ 1 学期当初、昨年度から配慮を要する児童として支援している児童を中心に、管理職と一緒に全学級の実態把握を再度実施、そして特に特別な支援が必要な児童を絞り込み学級で T.T. 的な動きをしながら支援
- ・ 週案という形でなく、毎日の振り返り記録を週案代わりに提出させ、管理職が目を通し、1 週間の見えない部分の動きを把握
- ・ 基本は T.T. 的に入り指導、集団での指導が入りにくいときにはソーシャルスキル等を（通級指導担当で特別支援教育部長の指導をもらいながら）個別に指導するという体制

- ・ 校長から、校内委員会を通じて非常勤講師と担任の役割の明確化を図り、加配任せにならない支援を確認
- (イ) 専門性を持つ教員の活用状況及び校内委員会の動き
- ・ 校内のコーディネーターを2人制とし連絡調整的な役割を教務主任に、内容面での中心を通級指導担当として推進
 - ・ 教育相談部会に校内委員会的役割を持たせ、隔週で開催し、各担当がその間把握してきた状況等の記録を持ち寄り、実施
 - ・ 2名の通級担当のうち、1名は本年度から担当しているため、校内での他の1名から学ぶ研修と、校外での研修を積極的に組み合わせ、専門性の向上に努力

(2) 中学校における活用例

ア 非常勤講師の日々の記録による状況把握の活用例

- (ア) 1日の記録をまとめ、校長も毎日目を通し状況把握、支援への指導助言

イ 非常勤講師も含めた校内委員会等の活用例

- (ア) コーディネーター、養護教諭、非常勤講師、生徒指導担当を中心に生徒指導の問題も合わせた配慮を要する生徒への対応
- (イ) 管理職も積極的に該当生徒に面談という形をとってソーシャルスキル等のトレーニングを実施し、そこでの様子も記録

5 中学校通級指導教室（LD・ADHD等）の設置と運用

(1) 通級指導教室での指導形態及び指導内容

ア グループ指導

- (ア) 対人関係が結びにくい生徒に対して、小集団で、放課後の教科の補充指導を中心にしながら、社会的な能力に関する指導も合わせて実施
- ・ 数学や英語の基礎的な内容を学習内容としながら、人間関係づくり（安心して自分の思いや気持ちを伝える、人とのかかわり方やコミュニケーションのとり方、集団のルール理解、場面や状況に応じた行動のコントロール）の指導も合わせ行っている。

イ 個別指導

(ア) 不登校傾向の生徒への個別指導

- ・ 情緒の安定を図るために、心理的な不適應の改善のための教育相談の形態をとった指導を実施

(イ) 部活動時等の個別指導

- ・ 活動の場面を活用したソーシャルスキル等の指導を実施

(ウ) 教育相談を活用した授業時間内での個別指導

- ・ 保護者、該当生徒との発達検査等の結果を踏まえた教育相談によって、指導への理解が深まり、授業時間内での特性に応じた個別の指導を準備中

ウ 他校通級による指導

- (ア) 他校への巡回相談による指導は実施、他校からの通級による指導は未実施

(2) 連携による指導の充実

ア 校内での連携

(ア) 障害児学級担任との連携

- ・ 日常の指導の交流
- ・ 通級担当が指導方法の改善等の目的で障害児学級に T.T.として入り、専門性を高めるための機会を定期的に設定
- ・ 放課後等のグループ指導について障害児学級担任も計画、実施に協力

(イ) 生徒指導担当、教育相談等との連携

- ・ 連携としてはまだ不十分であるが、来年度以降の重要な視点として組織体制の見直しを検討中

イ 小中連携及び関係機関等との連携

(ア) 校区の小学校通級指導教室との積極的な連携

- ・ 小中連絡会における授業参観や児童生徒の状況交流
- ・ 教育相談における事前の情報提供及び助言（小学校時の様子や支援の仕方）
- ・ 発達検査と検査後の生徒及び保護者への説明の助言及び交流
- ・ 校内研修への協力（6年児童の実態と支援について）
- ・ 小中担当者合同の保護者との教育相談（6年児童にかかわって）

(イ) 養護学校巡回相談員及び各校のコーディネーターとの連携

- ・ 管内相談員として、養護学校の相談員とチームを組んで近隣の中学校を中心に巡回相談に参加し、各校コーディネーターや養護学校相談員との連携の機会が増加
- ・ 先進的な実践を進める中学校のコーディネーターとの情報交換を密にし、自校の取組に活用

(ウ) 担当者の積極的な研修会等への参加による専門性の向上

- ・ 専門家チーム会議の積極的な傍聴

6 保育園・幼稚園での実践

(1) 幼稚園の特別支援教育体制整備の状況

ア 幼稚園への特別支援教育の推進に関する啓発の必要性（研修の機会等の設定）

イ 来年度の法改正を踏まえたコーディネーターを含めた体制整備が急務

(2) 保幼小連携研修会での啓発

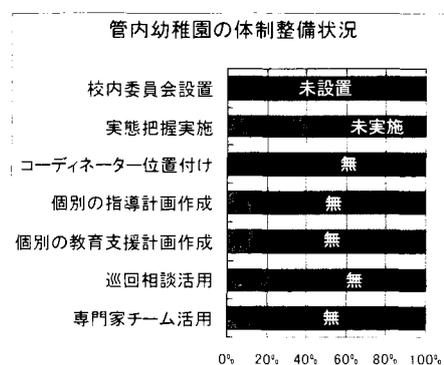
ア 第1回研修会（対象:管内公立幼稚園教職員及び保育士、小学校低学年担任）

(ア) 課題提起に特別支援教育の視点

- ・ 保幼小の連携の重要な視点としての特別支援教育の充実を強調

(イ) 分散会の交流の1視点として設定

- ・ 幼・保側からの感想例…互いの実態がよく分かった。今いろいろ言われている ADHD の傾向の子など、特別な配慮を要する子への対応など具体的に聞かせてほしい。
- ・ 小学校側からの感想例…特別支援教育の推進（早期発見支援）を進める上で、保幼



でのLD・ADHD傾向の子、3歳児検診で発達の遅れが見られる子などについての情報を入学前に得たい。

イ 第2回研修会（対象:丹後教育局管内の公立幼稚園教職員及び保育士、小学校教諭）

(ア) 課題提起に特別支援教育の視点

- ・ 幼保小の連携の重要な視点としての特別支援教育の充実を強調

(イ) 先進的な取組を行っている幼稚園からの実践報告

- ・ 個別の指導計画作成による個に応じた指導
- ・ 専門家チーム会議を活用した指導の評価と改善
- ・ 積極的な小学校への連携の働きかけ

(ウ) 特別支援教育にかかわる講演（大阪府立大学 里見恵子助教授）

- ・ 演題「幼から小へ、真の連携をすすめるには」

～障害のある子どもと保護者への支援を切り口とした小学校への円滑な連携～

講演内容のポイント

- ・ 支援の対象は、子どもだけでなく保護者も対象としてとらえ進めていく必要
- ・ 幼稚園、保育所にも特別支援の発想と援助の視点が重要
- ・ 幼稚園、保育所でできる支援の実際（具体的な支援の手立てについて）
- ・ 小学校との特別支援教育の視点での連携（具体的な連携の方法について）
- ・ 入学への支援（入学前から始まる支援の具体例や考え方について）

7 市町村独自のシステム、療育施設・保健福祉部局との連携の実践

(1) 保健福祉部局との連携

ア 本年度の連携

(ア) 特別支援連携協議会での情報交換

(イ) 連携についての合同会議での互いの事業の状況等の交流と連携の方法の協議

(ウ) 管内母子保健事業担当者会議での説明

- ・ 国及び府の特別支援教育に係る動きと幼小中等での特別支援教育の状況についての説明
- ・ 管内の巡回相談を中心とした特別支援教育体制推進事業についての説明
- ・ 今後の巡回相談等での連携についての協議

イ 今後の連携の方向性

(ア) 合同の研修会の開催

(イ) 保健師の巡回相談員委嘱による幅広いニーズに対応した巡回相談

8 保護者や地域社会の理解・啓発など

(1) 養護学校から巡回相談利用についてのチラシの配布

(2) 本年度の地域開放講座でのアンケート及び状況を踏まえて、来年度の教育関係者向けと保護者向けの2回の開放講座実施を検討中

コラム

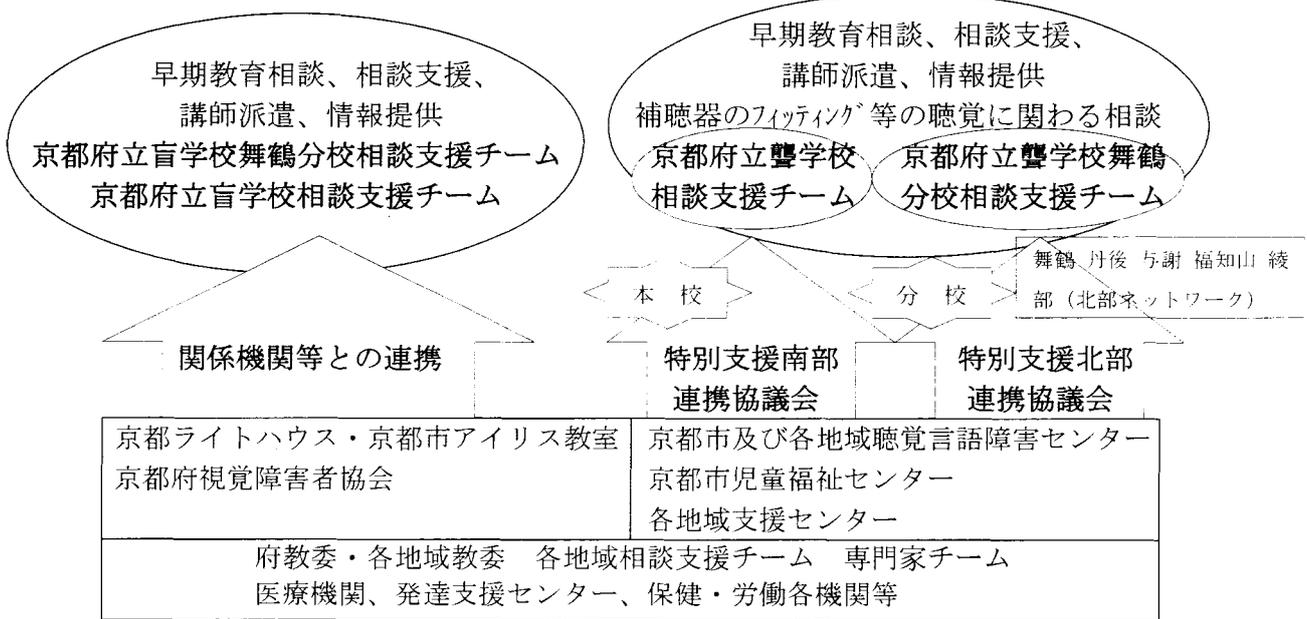
特別支援学校のセンター的機能

府立養護学校7校では、地域の特別支援教育のセンター的役割を果たすため、養護学校・地域等連携事業等により、教育局と連携して相談事業や研修支援等に取り組んでいます。平成19年度からは盲学校・聾学校・城陽養護学校も加わり、特別支援学校・地域等連携推進事業を実施し、より一層地域のセンター的機能の充実を図ります。

○ 京都府立盲学校

○ 京都府立聾学校

視覚障害児（者）の自立をめざして 障害の発見から成人までの継続相談



○ 京都府立城陽養護学校

医療と連携した教育

